

○議長（森 温繁君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） おはようございます。

お時間をいただきまして、議席配付させていただきました資料、静岡県下田総合庁舎の危機管理機能移転についてをご説明申し上げます。

静岡県は、第4次地震被害想定レベル2において、津波浸水域にある下田総合庁舎を津波浸水域外に全部移転することについて検討をしてきました。しかし、早期庁舎の全機能移転することができる適地がないということで、高齢者生きがいプラザの敷地を利用しまして、災害対策拠点となります防災棟の先行移転の調査検討を進めております。一昨日、この防災棟建設にかかわる関係者への説明会が行われております。この説明会において用いられた地元区等に周知するための説明資料、議員の皆様配付させていただくものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

以上であります。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、配付しました資料の説明をさせていただきます。

この資料は、先ほど市長からもありましたが、県の防災棟の先行移転に伴いまして、周辺の関係の施設及び地元区等への説明を開催しまして、その結果、地元区へはこのような回覧、また関係施設にはこのような移転についてのお知らせということで、資料を置いて利用者等に周知するということとなりましたため、本日説明させていただきます。

これは2日に開催されまして、県からは管財課、賀茂振興局が参加しております。市からは総務課、生涯学習課、学校教育課が参加、なお、調査受託をした3社も参加しております。

説明の相手でございますが、公社、振興公社ですね、施設管理をしております振興公社及び近隣としてこども園、あと岩下区長様にもご参加いただいております。

簡単に説明させていただきますと、2の県防災棟の建設予定地でございますが、高齢者生きがいプラザということで赤枠で囲ったところでございます。

3番目の概算工程でございますが、これも現状の予定でございます。平成27年度に、今年度ですが、測量業務と地質調査業務を行うということで、そのことについての今回の説明資料でございます。今後の予定といたしまして、平成28年度には造成工事、舗装工事、29年度に建築工事と設備工事を実施するというような内容となっております。

県防災棟の概要、これも予定でございますが、階層が地上4階建て地下1階、延べ床面積といたしまして約1,300平方メートル、入居機関は静岡県の賀茂振興局となります。職員数は約20名、これも概算ということでございますが、今の県の中の10分の1程度がこちらのほうに入るという説明でございます。建物の大きさとしてはそれほど大規模ではございませんが、災害時の拠点として通信機能を充実するというような説明がございました。

今回の調査の実施体制でございますが、5番目に業務名と会社名、内容等が記載されております。地質調査業務につきましては、3カ所を予定しております。なお、測量設計につきましては、12月3日から入りたいというような説明がございました。

次の、建物調査につきましては、生きがいプラザ自体の調査は、建物は既に完了しております。今後、補償費等の積算に入るという説明でございます。

あと、無線電波調査でございますが、こちらは12月9日から天気がよければ1日程度で済むというような説明で、防災無線の電波通信調査を再度行うというものでございます。これにあわせて、崖崩れ対策や駐車場造成などのために斜面掘削や用地などの造成工事を検討しているということで、山側のほうを簡易な調査をさせてほしいというような説明がされております。

次の右側の6番目の地質調査の実施計画でございますが、現地に入るのは今年中に終わらせたいということで、1月は予備期間としての期間ということでございます。

7番目に航空写真による県防災棟のイメージ図を添付してございます。

最後に、調査位置と範囲の概要でございますが、青線で囲ってあるものが測量作業の実施範囲でございます。地質ボーリング調査の実施地点は3カ所となっております。高齢者生きがいプラザ周辺が2カ所、先ほど申しました崖崩れ対策等の場所として駐車場裏側の斜面のところを1カ所というような内容となっております。

この資料につきましては、サンワーク及びこども園のほうにこういったものを配架すると、それでこういった調査に入りますというようなことを周知いたしますとともに、岩下区につきましては、直近の回覧で回すというようなこととなっておりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

- 議長（森 温繁君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎諮第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（森 温繁君） 日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

- 副市長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてにつきましてご説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第1項の規定によりまして、法務大臣が委嘱することと定めとなっております。また、同法第6条第3項で、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。

人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、地域的な偏りが生じないように配意し、市内を白浜・浜崎地区、下田地区、稲生沢地区、稲梓地区、朝日地区の5地区に区割りして候補者を選考してきております。人権擁護委員の任期は3年でございまして、本市からは現在5名の方が人権擁護委員に委嘱されており、そのうち下田地区からお願いしております和泉卿子委員が来年、平成28年3月31日をもちまして任期満了を迎えることとなります。

和泉さんは、平成16年4月1日に人権擁護委員にご就任され、現在3期目でございまして、これまでの人権擁護委員としての活動を通じて培われてこられました知識や経験は高い評価を受けており、人権擁護委員として適任者でございますので、人権擁護委員の候補者として重ねて推薦させていただくものでございます。

和泉さんは、昭和18年1月5日のお生まれで、現在72歳でございます。昭和40年3月に玉川大学文学部をご卒業され、同年4月に賀茂村立安良里中学校に教諭として奉職なさいまし

た。以降、東伊豆町立熱川中学校や稲取中学校、河津町立河津南中学校や河津中学校、下田市立稲生沢中学校や下田中学校などの教諭を歴任され、平成14年3月に南伊豆町立南伊豆東中学校での勤務を最後に退職なさいました。退職後の平成14年4月1日から1年間、下田市立稲生沢中学校におきまして心の教室相談員として思春期における生徒の多感な心に温かく向き合い、寄り添いながら多くの生徒たちの中学校生活を支えてくださいました。

和泉さんは、人権擁護委員としてのこれまでの3期の実績が証明しているとおおり、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深く理解のある方でございますので、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。ぜひともご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎議第66号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第66号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第66号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

地方自治法第286条第1項の規定により、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、構成団体である田方地区消防組合が消防広域化を理由とする構成市町の増加のため駿東伊豆消防組合に名称変更することに伴い、同組合同規約の一部を変更することにつきまして、当組合を組織する関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、2ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回訂正させていただくところでございます。

別表第一及び別表第二の田方地区消防組合を駿東伊豆消防組合に改めるものでございます。なお、構成市町でございますが、伊豆市、伊豆の国市、函南町の2市1町であった改正前の組合に新たに沼津市、伊東市、東伊豆町、清水町を加え、構成市町は4市3町となるものでございます。

それでは、議案件名簿の3ページをお開きください。

附則でございますが、この規約の施行日を定めておりまして、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第66号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第66号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第67号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の4ページをお開きください。また、あわせて条例改正関係等説明資料の3ページ、4ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方自治法第4条の規定に基づき、下田市役所の位置を変更するために必要な条例改正をするものでございます。

改正内容でございますが、議案件名簿の5ページを開きください。

下田市役所の位置に関する条例第1条、下田市役所の位置を次のように定めるとして、現行、下田市東本郷一丁目5番18号としているものを下田市敷根695番1に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項、施行期間、この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

第2項、下田市福祉事務所設置条例の一部改正、下田市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中、下田市東本郷一丁目5番18号を下田市敷根695番1に改める。こちらは、下田市役所の位置に関する条例同様に規定されているものを改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） この位置の改正は、地方自治法の第4条の規定によって3分の2の、出席議員の3分の2の議決が必要というふうになっているわけでございますけれども、そういうことで結果的にはどうなるかということが全くわからないわけでございますけれども、もしこの改正が決まらなくて、このまま下田市役所を継続してここで行うというような形になった場合に心配することが何点かありますもので、説明をお願いしたいなということでございます。

私は、平成15年に議員という活動をさせてもらっているわけでございますけれども、平成16年だと思ったですけれども、大きな台風がありました。私は、そのときちょうど第3分団の分団長をしておりましたものですから、稲梓方面、特に稲梓方面の状況をずっと回りまして、市役所のほうへ来たわけでございます。夜だったですけれども、それでこの周辺、東本郷の周辺が大きな大停電がありまして、当然市役所も真っ暗でした。入り口の辺を車で照らして中へ行ったら、その当時、防災監、総務課長と数名の人が中で懐中電灯を照らして、じゃ、どうしようかというような対策を一生懸命練っておりました。それがこの下田市役所の現状なのかなというふうに驚いたことがございました。私、平成16年12月議会でこのようなことを言いまして、現状を言いまして、下田市役所をそういう大きな災害があったときに、やはり自家発電設備がなければ何もできないんじゃないかというようなことを訴えさせていただきまして、そのときにたしか総務課長、土屋さんだと思ったですけれども、次の新年度

の予算でしっかりと防災に対応した自家発電設備を設置しますという答えをいただきました。それから10年、ちょうど10年たつわけですけれども、そのようなものはないというのが現状なわけなんですけれども、そういうものについて、今後もしここを活用する、利用するという話の中でどうするのかということも1点聞きたいわけでございます。

停電すると、あそこにひものついた非常照明があります。停電したら30分は点灯しなさいよという規定があるわけです。あそこの誘導灯、昨日ペカペカしてはまして、帰る頃には真っ暗でしたけれども、あれは20分間しっかりとついていなきゃならないと決まりがあるわけですけれども、そういうものもしっかりとできているのかという心配もあるわけですし、それ以外にも、この市役所、蛍光灯いっぱいついてはまして、ここ110ワットの蛍光灯が並んでおまして、後ろのほうはダウンライトがついているわけですけれども、平成30年には蛍光灯は製造も販売も輸入もできませんよという規定になったわけですね。松下関係、今、パナソニックと言っていますけれども、今年で蛍光灯の販売はもう中止いたします。そういう意味で、LEDにしなきゃならない。莫大なお金がかかるわけですね。蛍光灯、市役所の中に何百台あるかわからないですけれども、そういうこともしっかりと考えていなきゃならない。大変なお金が、発電機一つ考えましても、一般の発電機と違ってやはり48時間しっかりと動く、この町なかですから低騒音でなきゃならない、電灯、動力の三相の200ボルトの動力と単層の三線式の100ボルト、200ボルトもしっかりと発電する低騒音の48時間といったら大変なお金ですよ。そういうこともしっかりとやってもらわなきゃならないということについて、先ほどの照明設備の今後そういうことについても大変なお金がかかるわけですけれども、そういうことがどういような対応を市役所の皆さん考えているかということもしっかりと聞いておかなきゃならないということ、旧館階段を上がると、天井にはもう一つ天井があって、それにといがついていて雨漏り対策をやっているわけですけれども、そういうことについても、見れば本当に恥ずかしいような状況なわけですけれども、そういうこともほかの事務所、企画財政もありますし産業振興もありますし、私がお世話になっている監査事務局もあるわけですけれども、そういうところもしっかりと雨漏り対策、このままでいいのかということも大変心配しておりますし、一番心配しているのは、いざ大きな地震があったときにまっすぐ建っていられるのかということも、これは大きなお金もかかりますし、その対応はどう考えているのかということについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 今の自家発がないということで、停電時の対応につきましては

発電機を数台動かしまして、最低必要なものは賄おうというようなことで考えています。

あと、雨漏りの対応とか、あと空調関係、それと今かなり電算化が進んでおりますので、フロアのところのそういった配線の関係等かなり危ない状況もありますので、それらもこの庁舎の関係が長引くようであれば対応が必要になると考えております。

発電機の関係で10年前ぐらいからそういう話があったけれどもという話ですが、思い出しますと、合併論議がいろいろありまして、そのときに合併のときの本庁舎をどこにするかというようなことも、そういったようなことが10年前というのはもうあった時期だと思えます。

その後、最終的に合併がうまくいかなかったという中の一つの要因としては、下田市としては例の下水道の借金の関係と、あと庁舎の老朽化で、ここを本当に合併後その地区の庁舎としていいのかと、本庁としていいのかというような論議がありまして、総合計画を23年につくったわけですけれども、その事前の協議におきましても各ご意見としては、合併のことを踏まえた中でいくと、庁舎はそれまではほかの施設をやった最後という話がありましたが、庁舎についてはいろいろな面を見ても、もうそろそろ限界で何とかしなければならないということがありまして、平成21年度頃から総合計画をつくり始めたわけなんですけど、それについて今回の総合計画には庁舎の関係のものを基本計画のほうに年次計画というか、10年間のうちではこども園、給食センター、あと庁舎と3点は整備していくというようなことを入れてきたわけです。

総合計画の中でやはり基本計画にそういったことを盛っていかないと、なかなか財政難の中で大きなことはできないだろうと、そこで計画に入れることによって、その財源的な面も十分検討して、将来負担も軽くするような形で必要なものはしっかりやっっていこうというもつとでつくった総合計画でございまして、その中で今回庁舎もそういった形で計画されておりますので、その中で総務課としては新庁舎ができるのであれば、先ほどの自家発のことも、発電機対応していこうと、雨漏りについてもなるべく自前でやっっていこうと、本来であれば外側にシート防水をしっかりやってやらなければならないと思います。空調関係も先ほどの配線の関係も処理しないと思っておりますので、この結果によっては、その後なかなか見通しが立たないということになれば、現庁舎の改修計画というものを策定する必要があるのではないかと考えております。その中で優先順位をつくった中で、そういったような対応も必要に迫られてくるというふうに感じています。その結果で、その後、庁舎が10年もできないということになれば、そういった対応はしていかななければならないというふうに庁舎を管

理している総務課としては感じております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 大体わかりました。

もう一点確認しておきたいことなんですけれども、防災のことについてになりますけれども、大きな災害、先ほど言ったような大規模な台風だとか土砂災害も含めてなんですけれども、市民にいろいろな情報提供、避難指示だとかいろいろなものが出てくると思うんですけれども、その辺についてなんですけれども、昼間の場合にはここが中心になると思いますし、夜であり、いろいろな大きな災害の場合は、サンワークのほうにもいろいろな設備があって、敷根のほうにということになると思うんですけれども、昼も含め夜も含め、その市民への周知というのは、当然同報無線で広報で知らせるようにはなると思うんですけれども、この庁舎に今そういう自家発電設備がないというような中において、そういう機能というのは今現在で、夜であろうが、昼であろうが、そういうものはしっかりと行われているのかどうかという、システム上、私もわからないことがありますもので、その辺を説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 現在、無線に関していいますと、敷根のほうにも卓がありますので、そちらからの対応は可能でございます。また、サンワークのほうには自家発電設備もありますので、ある程度の電源はとれるということになります。

ただし、先ほど言われましたように、ここら辺が大規模な停電になっているいろいろなものがダウンするという状況になりますと、一応最低限のもの発電はするというんですけれども、いわゆる小さなポータブルの発電機でやるものですから、十分な発電量はないという状況でございます。本当に最低限のものしかありません。先ほど議員言われました平成16年当時でいきますと、今ほどインターネットとかそういうものに関して情報を得るという体制にはなっておりませんでしたので、当時は恐らくそういったものでもある程度の対応はできたと思いますけれども、現状は私どもがいろいろな災害対応をやっておるときには、いわゆる気象庁それから県それから国交省とか、いろいろなものをインターネットを通じていろいろな情報をとりながらやっています。例えば昨年度も避難準備情報とかも出しているんですけれども、そのときにはインターネット上の土壌雨量指数をこちらで見ながら、こことあと雨雲の状況を国交省の雨雲レーダーとかそういうものを見ながら、判断しながら対応しております。

なので、昔に比べて非常に電気に頼っております。そういう意味で言いますと、現状の状況ですと、昨日もお話ししたんですけれども、やっぱり情報量が限られてしまうと、そういう状況にありますので、非常にいろいろ判断が遅れる可能性は高うございます。

ただ、同報無線とかそういったものに関する電源というものは、最低限ということで落とさないようにしておりますので、一応避難準備情報、避難勧告、避難指示等の同報無線やメール配信、それから緊急速報メール等の対応はできますが、ただ、それを調べるツールの動かし方というのが多分制限されるような状況になるかと思っておりますので、このままではいけないような庁舎の状態であることは間違いがございません。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 地方自治法の4条に基づく位置の変更ということであろうと思いますが、これはご案内のように特別議決事項ということになろうかと思っております。本来であれば、全員の議員の賛成のもとに進められていくものである、こういうぐあいに思うわけでありませぬ。しかし、その実態は9,577人もの方々が白紙に戻せ、こういうぐあいに市民は訴えていようかと思うわけでありませぬ。このような時期にどういふわけにどういふ条例を市長は出そうとしているのかと、出したのか、1点その点をお尋ねしたいと思いますし、なお、これらの条例を出すに当たりましては、敷根の695の1番地が当然市の土地になっていなければならぬ、ここに建てることのできる、こういう条件がなければ当然議会に出すことのできない条例ではないかと思うわけでありませぬ。695の1番地の土地はどういふ形になっているのか、そしてこの土地を購入する予算すら出してないわけですから、こういう現状の中でこの位置の変更改正する条例を提案されるということは、そもそも法律の定めているところに照らして考えますと、瑕疵ある提出ではないかと思うわけです。出せない状態ではないか。にもかかわらず、それらの諸事情を無視して、今回これらの議案を出すという市長の理解というんでしょうか、常識というんでしょうか、そういうものがどこにあるんだと、こうお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 庁舎建設の必要性に関しましては、昨日、一昨日の一般質問の中でもきちっとお伝えをしたと思っております。そういう中で、なるべく早く防災上も早くしなければならぬ。また、市民の利便性も向上するため、市民サービスを向上するためにも早くやらなければならない。そして、財政上も交付金措置というものを考えますと、早くやらなければならない。

ならないという中で、そういう事情の中で早くやっていきたいということでお示しをしてきたところであります。

しかし、本来、作業としてはもっと早くと思っていたところではありますが、9月に上程をして計画にのっとり進めていきたいところを、9,000もの皆さんが白紙にというような、そういうご意見があったということでもありますので、そのものに対しましてもう一度しっかりご説明をし、ご理解をいただきたいということで見送った経緯であります。そういう意味では、きちっと皆さんのそういうお考えに対して当局としても答えてきたというふうに思っております。そういう中で、今回、位置条例のものを出させていただきました。

この土地に関しましては、個人所有の民有地でありますので、それを取得しなければなりません。しかし、その取得するには、市として財政的に予算措置をしていかなければならない。その土地を買うというのは何のために買うんだということがまず先行されるだろうということで、この位置条例に関して認めていただいたという中で、何も目的もなくただ土地を買うということを通していただけるならまた別ですが、やはり何のためということをしかりと説明をし、その上で前に進めさせていただくのが本来であろうということでもありますので、全く順序を無視しているわけではございません。

ただし、今回、土地の取得に関する予算が出てこないということは、これは単純に本年度、次年度の関係の中の手続上の中で新年度に土地の取得というものを行っても、また行うほうがよしという判断の中でしたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 今、市長のほうからもご答弁ありましたけれども、用地費のほうにつきましては、本年度中に取得できる見込みが立ちませんので、来年度予算に計上させていただきたい。これにつきましては、土地収用法の事業認定の手続に時間がかかりそうなわけではございません、来年度の当初予算にのせさせていただきたい。事業認定につきましては、県との打ち合わせの中で、下田市が確固たる意思を持ってその場所で事業実施するという意思の表明のためにも、位置の条例の制定があることが望ましいとされておまして、そういった意味でも、この時期に位置の条例をお認めいただきたいというものでございます。こちらにつきましては、卵が先か鶏が先かというような話になりますけれども、そういった事情がございます。

それから、あと、土地所有者との関係でございますが、良好な関係を保っております、

そういった状況でございますこともご確認いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 大変この不安が出されてくるかと思ひわけです。9月の前段階では
ですね、9月議会に位置の条例と土地購入を予算をあわせて出したい、市長はこう言われて
いたと思ひんです。ところが、それは12月議会に説明の時間をとって繰り延べるんだと、し
かし、現実に出てきましたのは、手続上の問題があるから土地の購入予算は新年度予算に出
すんだと、次々この重大な計画であるにもかかわらず、それらのものが変更がされていっ
ていると、こういう現状になっているのではないかと思ひわけです。きっちりと対処してい
ただきたいと、こういうぐあいな思ひがありますし、やはり地方自治法の4条に照らしても、
今この先に確認をいただいたほうが望ましいんだと、こういう見解だということが課長のほ
うからも表明されましたが、実態的に、市長、通ったにしても、これは少なからずの方々の
反対があるということは明らかじゃないんでしょうか。そういう現状の中で、この条例を出
して押し通そうという、この市長の政治姿勢そのものが問われる課題になっているのではな
いかと思ひわけです。庁舎こそ、本当の意味での市民合意を得て進めていくんだと、こうい
う姿勢がなぜ市長はとれないのか、大変な状態になって急いでいるから今やるんだと、こう
いうご答弁ですけれども、楠山市長が市長に就任されたときには、ご案内のように、敷根公
園前面に建てるんだ、こういうことがほぼ決定されて進んできている、この経過も3年何カ
月の間はそれはそれなりの事情があつて議論は深められてきたと思ひわけです、私は。しか
し、それだけの期間はとつたということは事実ではないでしょうか。にもかかわらず、この
時点で急ぐんだというのは、市長の今までとつていた態度、状況が全く理屈に合わないと思
ひわけです。そういう意味では、今、市民の合意を得、一生懸命合意をとるということに時
間を使うべきであつて、このような条例を今出すべきではないのではなからうかと、より一
層対立と混乱をもたらす結果しか生み出さない、こう私は思ひわけであります。

そうしますと、もう一点、これは意見ですから、ご答弁がないのかもしれませんが、いず
れにしても市長の思ひどおりの計画でこれがいきましても、平成30年3月31日まではこの庁
舎を使うという、使わざるを得ないということにならうと思ひわけであります。そうします
と、当然その期間に大きな地震や津波が来ないとは言い切れないわけですから、少なくとも
市長室が潰れて部屋に入れないというような事態にならないような仕組みというのは、ぜひ
ともつくらなければならないと思ひわけです、状況が。津波よりも先に地震が来るというこ

とになっているわけですので、地震で最低この建物が潰れないような措置というのは、最低とらなきゃならない、潰れても命が救われるように、例えば1階にはそういう事務所がないと、事務所は2階以上にあるんだよ、潰れても上のほうは何とかありますよ、最低命をどう守るかという具体的な手だてをとらずに3年間放置しておくというようなことは、忍議員も指摘しましたように、これやはり大きな問題ではないかと、こう思うわけであります。そこから辺の手だてをなしに、新庁舎の建設建設ということだけ述べているような気が私はするわけであります。そこから辺をどのように整理して、防災対策を進めていくのかお尋ねを再度これにあわせてしたいと思うところです。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 新庁舎の建設に関しましては、私が就任して突然出てきたというようなものではございません。池谷元市長の時代にも当然老朽化というものもありましたので、その時代にやっぱり新庁舎というのも念頭にどこかにあったかと思えます。しかし、その時代は文化会館と市民のための施設をしっかりとつくり、また観光活性にも寄与しなければならないという中で、ああいうベースステージの建設等とそういうものが先行し、結果的には新庁舎の建設まで至らなかったという状況だと思えます。

その後、石井前市長になりまして、やはり新庁舎の建設というのは必要ということで念頭にあったというふうには思います。しかし、夕張の破綻というような、そういう事項の中で下田市も財政体力をしっかりとやらないと本当に大変なことになるというようなことで、市民の皆様そして職員の皆様等に本当に努力をお願いをし、そして前市長も本当にいろいろやりたい事業もあっただろうと思えますが、まずは財政再建だという中でしっかりとその環境をつくってきたと思えます。

しかし、その中では時間がたてばたつほど、この庁舎は老朽化するわけでありまして、また耐震化されていないということの中で、石井市長も後半になって何とか財政再建の効果があらわれてきたんで、ここで起債を起こして庁舎を建てられる環境になったんだというようなことで、そしてまた防災上の耐震化というものも求められる時代になったんで、ここではしっかりとやらなければならないというような決断の中で新庁舎の建設を決意し、総合計画にもって、そして21年度より準備を進めてきたと思えます。そして、その中で3.11というあの悲惨な大災害の中で、津波という脅威というものもまたしっかりと考えなきゃならないという中で、ここまで来たというふうに思います。

そういう意味で、ここに来て、昨日考えたことを今日やりましょうというような庁舎建設

ではないと思います。そういうふうに来たものを、やはり先ほども言いましたが、老朽化は年が進むほどどんどんひどくなり、しかし、新庁舎を建てるというそういう前提の上で、最低限の老朽化対策をしてきて、もう限界に来ているという状況であります。先ほど土屋 忍議員からもありましたけれども、それにもう対応し切れない状況があります。そして、耐震化を静岡県内で唯一耐震化のない庁舎だということ、そしてそれも地震のおそれがこれだけ言われているこの下田市において耐震化がされていない庁舎であると、それから浸水域という中で一番、日本で2番目の大きな津波高を想定され、そして津波によって大きな被害を想定されているこの下田市において、この庁舎がレベル2においても屋根の上までかぶってしまうという想定にあると、そういう中で津波に対してどう対抗していくのか、それぞれを考えたときに、早くやらなきゃならないということでありまして、私の早くは、今日決めて明日つくろうと言っているわけではございません。しかし、延々と下田市のしっかりとした庁舎をつくらなきゃならないという思いの中で早くと言っているところであります。

そして、財政上も庁舎はやはり単費でやらなきゃならないという環境の中で、しかし、しっかりとやらなきゃならないと、それは下田市の財政上大変苦しい状況だと思います。しかし、やるべきものはやるべきだということで決められたところがありましたけれども、今回、幸か不幸か本来は浸水域にならないほうがいいことです。しかし、海の恩恵を持っているまちとしては、海の脅威も同時に持たなければならないという中で、津波の脅威をこれだけ受けた。しかし、浸水域にあるという庁舎が浸水域外に移るならということで交付金措置ができたということは、本当に不幸中の幸いみたいなものだと思います。それを今でなければ最大限に使えないという状況ですので、この弱い下田市の財政状況に対してもしっかりとそれを使っていこうと、それぞれをいろいろ考えた中、この敷根民有地を建設予定地として事業を進めていき、そして30年度内には完成をしということです。

そして、この3年間、確かに危険な状況にあります。それは、ここ3年になったわけではなく、その前からもそういう状況でありました。それを何とか補わなきゃならない中で、くどいようですけれども、対策は最小限にということで十分なことができなかったことは確かです。その分、サンワークのほうに万が一のときにはそちらに災害対策本部も設置できる準備をし、そして非常用電源も置いております。確かにこの3年間の中に不幸なことが起きなければいいと願うところでもあります。ですから、最低限のことをやると、新しい庁舎ができるなら、最低限のもので無駄のないようにしなきゃならないということで、地震時におきましては職員も迅速な避難あるいは市民の皆さんに迅速な避難誘導ができるように、あるいは書

棚やそういうものが倒れないようにと、そういうようなことをしながら3年の中にしっかりと対応していかなくやならないと思いますし、また先ほど言いました停電時というようなときに、しっかりとした何とか最低限の対応ができるような、そこまではしなくやならないというふうに思っております。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 庁舎のことでするので、市民の全ての方に同意いただき、歓迎いただき、進んでいきたいというのは願うところであります。

しかし、それぞれお考えがあろうかというふうに思いますので、それを強制的に一つにまとめるということはなかなかできないことだというふうに思います。そういう中、これから位置条例も決められることになると、そこに基本計画そして実施設計というふうに進む中で、しっかりと市民の皆さんのご意見やご希望、そしてそういうものを取り入れながら、目に見える形で説明をできる環境がなってくると思いますので、そういう意味では、市民の皆さんのご理解というのは深まっていくというふうに思いますので、そのためにはまずは位置条例というものを可決いただいて、そこから進まないと一歩は出ていかないなというふうに思っておりますし、また移転をするということになった場合は、この地、この跡地の利用というものが、まちの中にどれだけ貢献できるかということも市民の皆さんと十分検討する中でご理解いただき、そして庁舎の役割と、また跡地の中で移ったことのマイナスをプラスに変え、しっかりとしたまちづくりにしていくということは、順次しっかりやっておりますので、その中で市民の皆さんにご理解いただけると考えております。

○議長（森 温繁君） ほかに。

2番。

○2番（進士濱美君） 現在、庁舎の移転の問題につきましてお話を伺っておりましたが、ちょっと別な観点から一言だけ意見を述べさせていただきます。

先ほど総務課長さんのほうから、以前ありました合併問題の時点で下水道の赤字の問題、それからもう一点、現庁舎において合併された場合に、庁舎としての機能及び収容力、この辺が課題であったと、むしろ支障になったんだろうという2点が説明なされました。これを考えるときに、例えば今回建てようとしています敷根民有地約850坪から900坪、ここに平地が400坪、この中の前後左右目いっぱい面積に建つわけです。例えば3階といたしましよ。3階とした場合に、機能面では図面を見せていただく中では、職員の数ぎりぎりとし

て余裕があるなどは思い切れない。そうした目いっぱいの中で建てられるであろう庁舎と、一方、流れの中で道州制すらあるという流れの中で、賀茂をどうするかという10年、15年後の将来性を考えた場合、実は昨日申し上げましたように、庁舎の選定に当たり3点、利便性、経済性、安全性に将来性が欠けているというお話をちょっとつけ加えさせていただきましたが、実はこの辺あたりでありまして、合併の問題が再度、私は合併特に推進者ではございませんが、合併が流れとして近々出てきた場合に、敷根民有地の中で再度同じ支障が出るのではないかと、前後左右目いっぱい、賀茂1庁舎で主要庁舎としていった場合、同じような危惧の問題が出るんだらうという不安がございます。その辺につきまして、当局の見解をお聞かせ願えればと思います。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 合併のあるなしということに関しましては、昨日のところでも答弁させていただきましたが、これは地域の希望というのがありますが、国や県の方針というのものもありますので、どういうふうになっていくのかというのは、私としてはっきりその予想を立てるわけにはいきませんが、仮に合併の時代が来たというときになりますと、まず利便性からいけば伊豆縦貫自動車道が開通している段階であれば、どこの市町からも集合するのは便利な場所だというふうに思っております。あと、合併をしたから一つそれに伴って大きな庁舎を建てましょうということは、当然その考えられることでありますけれども、しかし、建てる必要がなければ庁舎を建てる必要はないわけでありまして、それがその時代にどうなっているかは想像できません。また、地理的に広いところでもありますので、分庁システムということで旧町の場合、そちらをいろいろな形で分庁にしていきながら、本庁をというような考え方も出ようかというふうに思います。そういう中では、下田市として、そこにあるものをきちっと使い、合併の中でどういうふうに使えるかということが論議されると思いますので、例えば合併を想定して大きな庁舎を建てるということはできないことでありますし、今の身の丈に合った形でというふうに思っております。それが今それぞれの町がやるべきことかなと思いますし、南伊豆町のほうも合併が破綻したと同時に、やはり老朽化の中で庁舎をきちっと建て直したというところもありますので、そういうまずはそれぞれの町の事情の中でやったことを、合併の中で上手に調整されるというふうに考えます。

○議長（森 温繁君） 2番。

○2番（進士濱美君） 確かに合併は一つの仮定としてお話しするところは、少し曖昧な部分というのは私自身も感じておりますけれども、最低でも利便性や安全性云々はさておいて、

面積の部分でぎちぎちの部分へ建ってくるという部分が、一つは合併は否定し切れない部分というのはこれは確実にあるだろうと、流れとしてあるだろうと思います。それをも、いずれ将来的に応用できるいわゆる可能性のことを私は申し上げておるんでありまして、可能性は決して潰していくべきではないと、現予定地ではその可能性がほぼなくなってしまう、そういう危惧が一つ新たに加わっているという不安を申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 昨日から楠山市長のご答弁いろいろ聞いておるんですけども、その中で非常に残念な思いを抱いているわけでありまして。皆さんおっしゃっているように、下田の市役所はもう老朽化激しく耐震性もなく、大変危険な状態であることは共通の認識であります。したがって、早期にこれを建てかえなきゃならんということもまた共通の認識であろうと思います。

そういうことの中で、先ほど楠山市長がおっしゃったように、池谷市長それから前石井市長、いろいろ苦勞される中で建てかえを決定したわけでありまして。一時は、現在地での建てかえということも石井市長は考えておられました。そこに傾いた状態であつたらうというふうに推測しております。しかし、3.11東日本大震災の中でのあの津波の状況を見れば、やはり浸水地域に建てるのはまずいだろうと、早期にやはり耐震性のある建物を、当時は27年度までに耐震性が必要である公共建物ということで、早期に取り組まなければいけない。楠山市長が昨日おっしゃったように、庁舎がなくなれば、仮に市の職員が助かったとしても災害復興に大変な阻害を生じてくる、十分な復興支援ができなくなる、また復興が困難になる。こういう状況であります。その中で、やはり浸水地域でない高台に建設しよう、これが石井市長、前市長の時代の共通認識であつたというふうに考えております。

楠山市長も市民の、当時は市民会議でしたか、市民会議のメンバーとしてこの議論には参加されておつたと思うんですが、昨日おっしゃったように、また今私が言ったことを楠山市長が気づくのが3年6カ月遅かった。石井市長の後、浸水地域に建てるのはやっぱりまずいよと、安全な高台に建てなきゃいけない、このことの認識ができていたならば、敷根前面に庁舎を建てるのを引っくり返して、現在地あるいは現在地周辺という浸水地域の建設はやらなかった。しかし、現実にはそこが候補地になってしまった。なぜか、市長だからです。市長の力ですよ。最高権力者ですからね。最高権力者がみんな、それも前市長は浸水地域に庁

舎建てるなんてとんでもねえ話だと、議員も全員ではなかったですが、ほとんどやっぱり浸水地域はやめようと合意をした、職員のほとんども僕の知っている限りはほぼ全員がやっぱり浸水地域はまずいだろうという考えでいた。しかし、市長という職、やっぱり権力の椅子ですからね、そこまでいった議論は戻っちゃった。浸水地域にテントを建てるみたいに。しかし、現在地周辺はまずいと、駅ビルだ、またまた浸水地域に建てると言ってしまう。

結局、この3年6カ月は何だったんだ。楠山市長がおっしゃっているように、本当に市民の安全、職員がよりよく安心して働ける環境をつくるのであれば、やっぱり僕は、石井市長も高台でよかったんだろと思うますよ。それを引っくり返した。つまり楠山さんが3年6カ月前にやっぱり浸水地域に建ててはいけなかったんだ、そのことに気づいていれば、そして時間をかけている余裕なんかないんだよと、たまたまこの3年6カ月には災害もなく地震も津波も来なかったからよかったような話なんですけど、本当にそのことをやっぱり僕は反省すべきだとはあえて言いませんよ。それは、楠山市長は、浸水地域に建てる危険性とか、そこから及ぼす災害復興への困難性について当時気づいておられなかったから、やっぱり延ばしちゃったんだ。それは、そういう思いがあるから延ばしたんだ。だけれども、そこはまずいよというんだけど、僕に言わせれば、敷地の一部が浸水だから、想定外というのが時にはやったけれども、浸水地域の一部を、浸水地域になっているんで、庁舎の建設位置もね。あそこ現地に行けばわかるけれども、浸水地域になっていてどこまでが浸水地域でどこまでが浸水地域か、明確にわからないような現状なんですよ。ほぼ平らなんですよ。あとはまあ斜面になっておるんですけども、そういう中で図面上浸水地域になっていないよと、全体ではないですね、一部浸水地域ですからね。だから、そこはもう安全だって本当に言い切れるのか、そこはやっぱり非常に不安が残るわけであります。

そして、今、9,577人の署名の集まった多くの市民が、もう一回考え直してくださいと、こういう思いを抱いている。これ根拠がないわけじゃないんです。やっぱり本当に一部とはいえ、敷地の一部が浸水地域になっていますと、そして両側は崖ですと、急傾斜地で危ない、確かに危ないんですよ。前にも言いましたけれども、あそこ岩山ですから、岩山の場合、雨水がどンドン土の山のように浸透していきませんから、ある量の雨量がたまれば岩の上の土は木と一緒にざっと土砂災害起きますよ。これは二、三年前、広島だったか、やっぱり岩山のところで土砂災害の例が出た。そこでもニュースの解説で言っていましたけれども、やっぱり山のところは非常に危険なんです、雨量が多くなればね。実際に全国的に下田では落合でもそうですけれども、集中豪雨型に短期に特定の場所にぱっと降ることがある。そうい

う意味でいえば、やっぱり非常に危険で不安だという、そういう場所なんですよ。

楠山さんは、そこまでまだ、僕は、まだそこは気がついていないんじゃないかと、3年6カ月前に浸水地域に建てるのが危険だということに気づいていなかったように、今また敷根地域の危険性に気づいていないんじゃないかと、もうこんなふうを考えるわけです。ですから、楠山市長は、今あそこが最善、最善とは言っていないですよ、今ある中では一番じゃないかもしれないけれども、比較している中ではいいところだよ、こういう認識なんです、最善でない、比較すればもっといいところが実は僕はあるんだろうと、そこを踏まえて、そしてやっぱり市民の思いを踏まえれば、やっぱりここは僕は考え直すべきだろうと。

そして、しかし、やっぱり実際にやるのは市長ですから、市長以外の人は何を言っても無駄だということになる。そうすると、市長、来年6月まで僕はお待ちになったほうがいいと思います。来年6月に市民に敷根民有地がいいのか悪いのか、これを問うて選挙をやればいいんじゃないかと思えます。そして、市民の決定に従ったらい。このまま市が真っ二つに割れた状態でお互いに争っていたってしょうがないじゃないですか。ここは一旦、僕は、非常にここが危険だということがある。しかし、これまでの経緯を考えれば、楠山市長の責任もあるんです。石井市長の言うとおりに、高台にやっていたら、多分来年の4月から新庁舎で僕ら、ここは新庁舎の議会でやっていたと思えます。安全になっていたんでしょう。しかし、もうここまで延ばしちゃったんですよ。あと半年待って、そして市民に問えばいい。民有地がいいのか悪いのか、それがやっぱり民主主義の一つのありようなんだろうと思えます。そのことについて、いかがお考えかということ。

それから代替案、代替案とおっしゃる、僕は、どこへ建てるかは市長しかないんですよ。いろいろな意見があったし、石井さんが敷根、高台へ上げるまでいろいろな案が出ていました。現在地もあったし、たしか文化会館の駐車場に建てたらどうかとか、それもたくさんの案が出た。でも、それは正式に市の案にはならなかったです。ならないですよ、言った人が市長じゃないから。議員の中でも、グランドホテル言ったり、下田高校の予定地と言った人がいるけれども、案にはならなかったです。言った人が市長じゃない。現在地、あの状況の中で現在地と現在地周辺が案になったんです。何ですか、言った人が市長だからです。市長しかないんです、実際に案と言われるのは。市長は代替案が出たら、本当に代替案真剣に討議しますか。施設整備室長に命じて、これで基本構想、基本計画つくってみると、この場所で、やりますか。僕はそこはいいと思わないと言って終わるんじゃないですか、だって敷根民有地はいいと思っているんだ。敷根民有地がいいと思っている人に代替案を出したって、

いや、おら、そこはよくねえよと終わり、はねられるだけじゃないですか。今まで全部そうでしたよ。それができるのは市長なんだ。市長は、代替案、代替案を出せとって、じゃ、代替案を本気で取り組みますか。3つ出たら、3つ取り組みますか。取捨選択していったら、結局敷根民有地がいいと言う人だったら、敷根民有地以外なくなっちゃう。本当に代替案が出たら、代替案でそれで施設整備室長にそこで基本構想、基本計画つくって議会に提案すると、代替案に対してそこまでやるという約束できますか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） お答えさせていただきますが、順不同になるかもしれないんで、まず、その代替案を出したらと、代替案を出せるのは市長しかないというんで、それを認めていただくんでしたら、私が代替案を出しているというだけで、それを市長が代替案を出すのはおかしいという言い方もまたちょっとどういうことなのかなというふうに、代替案を出して話をするということは当然できますし、提案いただければそれに対してどういうことだということは、今までも調べてお話をしているところであります。

しかし、代替案を出して、今の論理ですと、代替案を出して、その代替案に決まらないでもとのものに決まったら、代替案を出す意味がないじゃないかというのは、それはおかしい話だと思います。やはり比較検討して、どうすべきだと。ですから、先ほども言いましたが、公園、敷根公園の部分にここはやはり私としてはおかしいだろうと、しかし、それに対しての代替案がないと、やはりそれは否定し切れないものがあるんでということで現在地、駅ビルということで比較をしていただき、結果的には現在地、駅ビルというものの持っているデメリットの部分というのは、やはりしっかり認めなければならないという中で、結局それを取り下げたところもあります。

まず、敷根公園前面の部分で進んでいたらということでありますが、説明もさせていただきましたけれども、結果的にあそこが土地の問題の中で全く可能性はなしということは言えないと思いますが、あそこを建設地として進めるにはかなり困難な状況になっている、そういう土地であるということでありますので、先ほど伊藤議員があんまりの決定の中でそのまま進んでいたら、もう来年、再来年ぐらいに建っているよというふうにおっしゃいましたけれども、あの土地の事情を説明をさせてもらって、わかった上でそういう状況であるなら、まだそれは考えですけども、なかなかそうはいかないということを説明をさせていただいているところであります。

それから、今回の敷根民有地に関しましては浸水域ではございません。ですから、緊防債に対しても対象になるというふうにしているわけですから、そういう意味では、伊藤議員が前々からおっしゃっております浸水域内というのはやはり危険だろうというようなことは、きちっとこちらもくみ取り理解をして浸水域外にと、しかし、確かに議員の皆さんの多くの皆さんが、やはり浸水域の危険性を訴えておられました。私もそのことに対しては、当然理解をしたところであります。しかし、浸水域内にあったとしても、このようなことではできるだろうということも話させていただきました。そういう中で、やはり浸水域は避けるべきだろうということを私は結論づけたところであります。

しかし、その対話の中で他の議員の皆さんからは、浸水域内でもやはり現在地や駅ビルに建てるということのよさということをお訴えられた議員の皆さんもいらっしゃいました。そういう皆さんといろいろな論議を積み重ねた中で、やはり下田市の庁舎のあり方としては、浸水域というのは不適であろうということをお訴えさせていただきましたところであります。そういう意味では、浸水域外にその土地を求めなければならないということであります。

それから、財政上のことを考えたときに、やはり身の丈に合った、なるだけと、議員がおっしゃられるように、9,000というような数字の中で、その方々がお一人お一人どのような理由で白紙にせよというのか、どのような理由で今の場所をどういうふうにお考えになっているのかというのは、全部私としてはわかりません。しかし、いろいろ聞くところによりますと、それぞれの理由があるとも思います。議員がおっしゃるような、危険性というようなことの中で、やはりあそこはそういうふうにお考えにならないかと思われて不適だと思われている方もいらっしゃると思います。また、事業費というものが出された事業費がやはり、今、身の丈に合っていないと、もっと安くすべきだというふうな形で反対をされている方もいるようです。あるいは、浸水域であったとしてもまちの中に建てたほうがよいというふうなことを言われている方もいらっしゃると思います。その場合は、想定されている事業費が2倍、3倍になったとしても、覚悟して頑張ろうよというようなことを言っている方もいると聞いてもおります。それぞれいろいろな方々がいらっしゃる。理由にはあると思います。

そういう中で、例えば事業費のことを考えた場合は、公園の前面に建てた場合、公園の改修というものもあります。駐車場の整備というものもあります。そして、実際にしっかりとあそこを調査したときに、どのぐらいの建設費になるのかということも出てくるというふう

思います。そういう意味で、いろいろなことを考えながら、結果的に公園前面そして現在地そして駅ビルというもののそれぞれのメリットも多く、選択したいところではありますが、しかしデメリットもあり、それらを全部比較した検討、この3案というのは下田市ではなかなか選び切れない場所だ、選んではいけない場所という中で、新たに敷根民有地という形で出させていただき、その理由はもう1年半以上議員の皆さんにもご説明をし、市民の皆さんにもご説明をしたところでもありますので、先ほどにも申し上げましたように、積み上げた中でこれからも前に進めさせていただくのが私としては一番であろうと考えているところでもあります。

この今回の敷根民有地の安全性に関してのご理解に関しては、担当のほうからもう一度説明をさせていただきます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 選挙というのは、庁舎のためにやるわけではございませんので、その中に重要なものでありますので、それを選択の基準にさせていただくということはありがたいことですし、望むことだというふうに思っております。そういう中で、いろいろな選択の中で、また物事は決められるというふうに思います。

ただし、その庁舎建設だけをとって選挙どうこうというふうな、そういう思いはございません。

○議長（森 温繁君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 2点ほど確認なんですけれども、全体として敷根民有地は津波の浸水地域になっていないんですが、私の記憶によれば、敷地の一部が浸水地域になっているんです、敷地の一部が。僕が言ったのは、そこの敷地が現状を見ると、そこの浸水地域がここだけ低いよというふうになっているわけじゃないんです。多分距離の問題なんだと思うんですけれども、だから想定外のほとんど起きないという状況の土地ではないよと、確かに想定上は敷地の一部だけが浸水地域なんです。敷地全部が浸水地域外ということではないですよ、私の記憶では。それは後で整備室長から確認の返事をいただければ。

何もね、僕が言うのは、この敷根民有地だけで選挙をやれと言っているわけじゃないです。敷根民有地については、選挙で問うたらどうでしょうか。だって、どうせ、もう今始まっています、来年度予算は新市長に任せるわけにはいきませんよね、どう考えたって。来年度予算を今の市長がやるしかない。これからこういう条例だって、それは市長任期がある間は

それはやらなきゃならない。やらなきゃならないことはどんどんやってもらっても結構、ただし、敷根、この新庁舎の建設についていえば、やっぱり反対や不安や批判が多いから、この問題に関する限り、選挙の終わるのを待たうかがいですか。でないと、楠山市長がやられたと同じように、もしかしたら新しい市長が当選して、新しい市長が楠山さんのやったことを全部引っくり返しちゃうかもしれない。そしたら、やったことが全部無駄になっちゃう。それは楠山さんがやられたことだから、石井さんがやってきたことに対して、それはわかんないわけだ、誰にも。僕にもわからないし、楠山市長にもわからないと、わからない、やってみないとわからない。だけれども、その可能性はフィフティー・フィフティーだろう。したがって、ここで無理をしないで、無駄金になっちゃうようなことはしないで、この問題に関してはっきりと市民に民有地、是か否かで問うて、そして市民の決定を受けて堂々と敷根民有地なら敷根民有地で進められたらいいと思います。そうでなければ、やっぱり反対する市民は大勢いるわけですから、ずっと続きますよ。それはもう市にとっても議会にとっても行政にとっても、いいことじゃありませんよ。いわば休戦のような形をとられるのがいいんじゃないかなと僕は思いますけれども、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですけれども、休憩よろしいですか。ここで10分間休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時29分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

9番議員に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） まず、庁舎の件につきましては、位置条例等が認めていただけないと前へ進めないという状況でありますので、早くそれを進めていきたいということの中でこの12月の定例会に出させていただいたところであります。6月の改選期までというようなことになりますと、半年という時間がまた無駄に行くというふうに私としては思いますので、きちっとした形で議員の皆さんに審議いただき、決定いただきたいをお願いをしているところであります。

それから、仮に市長選の中で庁舎の問題が争点という中で、仮にですけれども私が例えば当選をしたときに、じゃ、私が当選したからこの庁舎関連のものが全て認めてもらえるかと

いったら、そうではないと思います。これはやはりきちっと議会で議案を提出し、議員の皆さんにしっかりと審議し、決定していただくものでありますので、それは民意という形の中ではその有形無形もあろうかと思いますが、それはきちっとした形で議員の皆さんに託すものでありますし、そのルールの中で行われているものでありますので、お願いをいたしたいと思います。

それから、仮に違う方が市長になって、それでそれまでのことを全部変えるあるいは変更するということがありましたら、それはその人の判断だと思いますが、それに関しましても、議会のほうできちっと認めるものを認め、認められないものは認められないということでやることであって、その方がなったからといって、じゃ、全てそのものに関して議会が放棄をするということは逆におかしいことだというふうに思います。

それと、石井市長のやられたことを私が全てぐちゃぐちゃにしたとか変えたとかとおっしゃりますけれども、それは言っておりませんか。じゃ、石井市長のことにに関して楠山さんがこういうふうにやったと同じようにと言いました。

〔「庁舎、庁舎以外のこと何も言っていないよ」と呼ぶ者あり〕

○市長（楠山俊介君） 庁舎のことですか。では……

〔「庁舎のことだけ」と呼ぶ者あり〕

○市長（楠山俊介君） でいいですね。じゃ、庁舎のことだけで、庁舎のことにしましては、敷根の公園の前面にという決定の中で、当時それを石井市長が議会で発表されたときにも、議員の皆さんには賛否両論あったようです、それは。そういう中ですが、決められたことという中で、もう一度再検討ということをお願いをしました。しかし、その中で、まず結果的に言えば、決められた公園の前面に建てるということは、土地の諸事情でなかなか困難な状況であると。これは困難だというのは、不可能に近い困難なのかもしれないというような状況の中で、もしそのままいったときに、そのものによって変更せざるを得ないということになったら順当な変更であって、それはよしとして、その前に変更を言ったらそれは悪いことだというのは、ちょっと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 終わったら発言してください。

○市長（楠山俊介君） それは、いや、それはそういう方がそういうふうに行われるということは、どうぞその方の判断だと思います。私としては、そういう説明の中で、きちっと順序立ててきて、そして石井市長の持っていました、津波浸水域にある庁舎というのはやっぱり

まずいと、そしてそういう中で本当に限りのある財政の中であつた庁舎が倒壊をするということになったら、本当に大きな痛手だというような中で、そういう場所を選ぶべきではないと、しかし、とはいっても、やはり中心市街地というところの関係性は重要としなければならんという、そういう思いの中で、敷根の公園前面を選んだというふうに思いますし、敷根の公園の前面を選ぶことによって、財政的にも幾らかでも楽になるのではなかろうかというような思いもあつたというふうに私は思います。そういう思いを受け取つた中で、今回それを場所としては変更しておりますけれども、庁舎を建てるという意思はつないでおりますし、安全・安心な場所に建てるという意思もつないでおりますので、そういう意味では、場所の変更はありますが、前任の考え方をしっかりとつないでいると私は思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 私のほうからは、津波浸水域の関係について答弁させていただきます。

申しわけございません。私は、地震学者でも津波学者でもないんで、与えられたデータからしかお答えができません。県のほうの第4次地震被害想定浸水の地図がホームページにアップされているわけですが、そちらを確認しましたところ、敷地の一部に1センチから30センチ浸水する可能性のある部分がありますよというようなことにはなっております。そういった場所なんで、想定外があるのかなのか、私の聞き及びますところによれば、東日本大震災の津波の脅威を受けて最大限の想定をしていると、最大限の想定をした中で1センチから30センチの津波の浸水域が敷地の一部にあることすらまかりならんというお話になれば、またお話が別ですけれども、その場所に建物を建てようとしている計画ではございませんので、まあそれ以上のお答えができないと、これ以上想定できないのかと言われると、最初にも申し上げましたように、私にはそこまでの能力がございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（森 温繁君） 9番、3回目です。

○9番（伊藤英雄君） 最後の質問になりまして、黒田整備室長には地震学者でも津波学者でもないんで、出されたことを言うしかないというお話の中で、1センチか2センチだから想定があるんだから、これ以上の想定は考えられないという私見まで述べていただきまして、ありがとうございます。そういうことで敷地の一部は浸水地域になっていますよと、ただ、その確認だけです。

それと、楠山市長には大分誤解があったようですけれども、石井市長を全面否定、まずいと言っているわけではないですね。ただ、楠山市長が建設場所は引っくり返したよと言っているだけですから、そこは誤解がないようにということですね。

それから、代議制民主主義でさまざまなことをやっているんですね。議会や市長がやっていることの中で、時にはある政策については、ほとんどの市民の方が、いや、それはおかしいんじゃないか、反対だと、こういうのは案件によってはあり得るんです。だから、民主主義、代議制の民主主義をとっているところでも、下田市は決めていないですけれども、住民投票条例とか、さまざまな場合で説明会をやったり何だりするの、やっぱり常時市民の声に耳を傾けましょうと、こういうことなんですよね。だから、全部議会で決めればいいのか、市長が決めればいいのかというふうにはなっていないよと。そういう意味でいえば、やっぱり時には政策によっては、特に反対や批判や不安の、これへの大きい政策については、直接市民の声を聞く、こういう姿勢があっても僕はいいのかな。もう何が何でもやりたいなら、いや、その声は聞いていませんよ、議員が決める、議会で決めただからそれでいいよとかね、市長がやりてえんだから、いいんじゃないかねかって、そういうことではない。そういうことを言っているわけではないです。

この問題が、やっぱりこれだけ大きくなったのは、9,570何人の署名が集まったのは、やっぱりそれなりの根拠はあるんだと思いますよ、僕は。それはやっぱり議論が平行線になっちゃっているんだから、そして、まあ、もうあと半月というところまで来て、もう煮詰まるころまで来ているから、やっぱりそこは直接この問題に限っていえば、やっぱり僕は市民の声をもう聞くしかないのかなというふうに思います。そうしないと、楠山市長が無事当選されて、引き続いて進めるということになれば、それは一つのもちろん新しい市長でも楠山市長でも議会に一つ一つ諮って決めていかなきゃならない、決めていくから、もうそれでいいんだという話じゃないから、どちらが市長に、どちらと言ったって、片方はまだ全然姿も影もない、影も形もない、今のところないんだけれども、新しく市長になった方が進めるときに、やっぱり無駄が起きないように、手戻りにならないような形でいえば、やっぱりこの問題は待たれたほうがいいのかと思います、そこは。でも、楠山市長が待ちたくないとおっしゃる気持ちだけはわかりましたけれども、やっぱり待ったほうがよい。

でも、本当にやっぱり混乱していると思います。議会ですら、議会があるたびに、一番苦労しているのは施設整備室長だと思いますけれども、議会のたびにこの問題で、ああでもねえ、こうでもねえと言って、やっぱり議会で占める時間も多、そのためにもっとたくさ

ん重要な案件があるけれども、そこに対する時間がどうしても足りなくなったりして、予算審議だったりほかの条例案だったりあるわけです。この後も12月もあるし、3月があつて、6月議会もあつて、そのたびごとにこの問題で1時間、2時間かけるのも、余り生産的でないような、同じ話の繰り返しも生産的でないように思うんで、そこはやっぱりあれじゃないですか、市民の信を問うという形をとって、やっぱりもう一回出直すというのがいいんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 私としては、案件によっては住民投票というようなことも、それは必要な状況もあろうかというふうに思います。

しかし、議員の皆さんにもこれだけきちっと諮ってもらっているところでもありますし、この庁舎の件に関しましては、拙速というような状況ではもうなく、積み上げてきたことだと思います。これは別に私の任期だとか、そういうものの中で急いでいるとか、そういう状況ではありません。もう積み上げてきた中で時限というものも考えたときに、そしてそういう危険性も考えれば、なるだけ早く、先ほども3年間どうするんだということが、じゃ、5年になったらもっと危険になるわけですから、そういう意味では、ここまで来た時間を早くするためには、早く進めたいというところでもあります。

それと、仮に次期の選挙のときに、じゃ、私がもし当選をしたら、じゃ、全くその反対の論調がゼロになるとかいうことを別に確約されているわけでもございませんし、それを私が勝ったから反対の声をもう全くゼロになったというふうに押さえつける権限もないわけですから、そういう意味では、賛否両論の中でそれをきちっと受けとめながら、そして市民の説明ももうしてきましたので、そういう中で今回、議員の皆さんに判断をいただきたいということで出したところでもありますので、私としては、その判断が庁舎建設を前に進められるような判断になっていただきたいと願うところでもあります。

〔発言する者あり〕

○市長（楠山俊介君） 判断に従うって、基本的に相違、もうそういう状況で私は皆さんに真意をとるか、判断をお願いしているところでもありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

3番 橋本君。

○3番（橋本智洋君） 至ってシンプルなことをお聞きしたいなと思います。建設費30億と、ずっと30億とおっしゃっていますけれども、市民として見ていたら、これ非常に高い買い物

だと思うわけですね。その辺、市長、これ30億からもっともっと下げるといようなことではないんですか。その辺、お聞きしたいです。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） その積み上げ方に関しましては、もし詳しいことは担当課からお話しさせていただきますが、庁舎建設をまず概算として出すということに関しましては、そこに働く職員数等、そしてそれに1人頭に係る平米数と、そして機能と、そういうものを積み上げて面積が計算をされ、そして特殊な建設等は別といたしましては、平米数の基本的な庁舎建設の計算式を当てはめて出てきた数字だというふうに思います。30億というのが全部建築費ではなく、22億5,000万という建築費が出され、そこに関連のする予算がついてきてトータルで30億、約30億という数字になっているところであります。そこに、今度はその内訳の中に交付金措置という形で約10億円のものが使われるというようなことでありますので、そういう、ただし、これは概算としてでありますので、これから庁舎というものがどういうふうになされるべきかという基本計画の中で論議をされ、そして、その中で大きさあるいは機能というものも論議されますので、それに伴って予算ということも大きなテーマになると思います。そして、その後、実施設計等によってしっかりと計算がされ、そして最後入札ということになって金額が決まりますので、その想像としましては、それが小さくなるという可能性はあろうかと思いますが、それが今どこまでなるというようなことが言える状況ではありませんので、ただし、順次それを進めていく中で、特に基本計画を立てる中ではそういうものをまたいろいろ論議の対象として、しっかりいい庁舎をつくと。

これは審議会の答申にもありますように、やはり身の丈に合った予算というのはしっかり考えるべきだよということをお願いしております。しかし、予算だけのそういう建築費だけではなく、やはり市民の人にとって使いやすく、また誇れるような庁舎ということも考えるべきだと、そういう上手なバランスを考えて進めていただきたいということで、基本構想の中の附帯意見になっておりますので、それを受けて基本計画そして実施設計に進みますので、その段階で予算のことも十分論議をされ、身の丈に合った数字が出てくるというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 市長のほうから詳細については担当よりというお話でしたので、手を挙げさせていただきましたが、今、市長の説明のとおりでございまして、現状、概算の中でのお話ですので、これ以上詰められるのかどうかという数字についてをここで明確

にお話しできるような状況にはございませんので、とはいいましても、皆さんからやはり高いんじゃないかというようなご批判等もございますので、できる限りの努力はさせていただきますけれども、現状おかしな積算をしているわけではございませんので、大きく事業費が小さくなる、大きく小さくなるという言い方おかしいですけれども、大幅に削減できるというような見通しは、面積、規模を小さくする等の方法以外にはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

11番 増田君。

○11番（増田 清君） 端的に質問をさせてください。

この箇所が危険だ危険だという話がかなり大きくなってきました。私も、ここを毎日通っています。毎日通い、また2回、3回と通っているわけです。過去、危険だという話で、たしか一般質問でも述べたという、ちょっと石ころが転がってくるよ、危ないんじゃないかというときに、イノシシが通ったから転がってくるんです、そういう説明があったんですけども、県のほうでこの危険地域、下田市の危険地域それから土砂災害地域、こういう地図を出しているんです。これネットを見ればわかることなんです。この地域は危険とは書いていないんですよ。これ、でたらめですかね、地域防災課長。私は、実際こういうのを見て、県が、ここが危険地域、危険地域でないということをちゃんと枠で書いてあるわけですね。地元でも説明したんですけども、むしろ敷根川の左側のほうが危険ですよ、今、住宅が建っている。私の知人も敷根に住んでいますけれども、余り危険だ危険だと言わないでほしいと、実際どこが危険なのか教えてほしいと逆に言う。そういうことで、僕もこの地図をとりまして説明したわけです。ですから、余り見ただけで危険だ危険だと、そういうことはやっぱり一議員としてはよくないんじゃないかなと思います。

私も、学校は土木を出ています。滝内議員もやはり大学で土木を専攻しています。若干やはりこういう土質、地質に関してはかじっていますのでわかるんですけども、それを専門家が作った地図がでたらめじゃ困るわけですからね。その辺の見解を聞きたいと思います。

それから、もう一点、最近わかったことです。下田グラウンド公園の前の名義が変わってなかった、市の名義でなかったと。当時、石井市長のときに、公園の敷地なのでもしここへ建設をするとなると、公園の変更をしなきゃいけない。変更する届けを出せば、当然名義が変わっていないことはわかるわけですね、そこまで確認したかどうかわかりませんが

も。今回どうしてこれがわかったのか、私もうちの身内が小山へ住んでいまして、もう亡くなられましたけれども、共有地を市へといった覚えがあるよという話は聞きましたんで、たまたま8月に法務局から謄本をとりました。111人の名義になっていました。それが下田市にどうもよくわからなかったもんですから、土地は筆を調べましたらそういう個人の名義になっていましたけれども、伊藤議員も昨日質問しました。名義が変更なくても、これはお金を払っているわけですから、これは市有地ということになると思います。しかし、開発行為になると、これは建築確認申請は誰の名前でもできるわけですがけれども、開発行為になるとこれはまずいよというような場合、昨日、建設課長から説明ございましたね。そういうことで、そのときにわかれば、やはりまだまだこの建設候補地としては時間がかかったらと思うわけです。それについて建設課長に再度、本当に建設できるのかできないのか、はっきりとやっぱり市民にわかるように説明をしていただければと思います。

それから、よく私も聞かれるんですけども、候補地はこの建設する、移転するこの土地に、場所にもう決まった決まったと市民は言うわけですね。僕は市長に委任状を出した覚えもないし、最終的には議会で決まるんですから、いいや、これからまだ議会で通れば決まるんですよと、まだ議会で議案が出ていないから我々は何も話のしようがないんだよと言うと、みんなわかってくれるわけですね。ですから、やっぱりそう決めた決めたと言うのは議会ですから、あくまで、我々はちゃんとした議案が出れば、建設費もそうです、今、橋本議員が高いじゃないかと言いました。これは我々は、やっぱり議案が上がればもっとこうすべきあすべきで、だめなら議案が議会を通らないだけですから、やっぱりその辺は真剣勝負でこれから対応していきたい、そういうふうに考えます。

以上、その2点、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） その土砂災害の危険箇所の図に関しましては、私はパネルディスカッションでも出させていただきましたし、施設整備室のほうで各市民懇話会のほうでも張らせていただきました。それに関してのものなんですけれども、基本的にもともと指定されていたものがまずあります。既に指定済みのところ、それがまずありました。ただ、昨年の広島の土砂災害を受けまして、さらに危険ではないかということをもう一度県のほうで調査いたしまして、追加したもので載っています。そういった面でいいますと、もともとサンワークのところ、あちらのところは何もなかったところ。それが追加で指定されているように、基本的に今考えられる状況でやっていった場合には、追加も含めてさらに精度

が上がった状態のものであると思います。そういった中で、たまたま敷根の民有地につきましては、各網が張られなかったということになっております。

また、今回、県の総合庁舎のほうの移転も当初全面移転で考えておって、当然この話が出てきたものですから、またいろいろな場所を考えてなきゃならんということで、当然県のほうも考えているという状況にありました。その中でやはり適地が見つからなかったのも、しようがなく、全面移転じゃなくて防災機能だけでも先行移転しようということで、あそこの生きがいプラザのところを提供してくれという話になってございます。

そういうこともかんがみますと、なかなか下田市内には何の網もかかっていなくて、すぐに手をつけられる場所というのは本当に限定されているというのは、それからも証明されていると思います。そうした中では、知事のほうも8月の定例記者会見で申ししておりますけれども、当初、同じように山のすぐ下ですごく危険なところに何で下田市役所つくろうと思っているのかというふうに考えていたんですけども、あそこだけぽっかりと穴があいたように危険区域から外れていたと、やっぱり下田市長は先見の明があるねというようなことを言われていたようでございます。そういう面から考えましても、なかなか早急に手をつけられることができ、比較的経費がかからないところというのはなかなか見つけられないという状況にありましては、今回の提案されている民有地につきましては、ベストではないけれどもベターだよというところでは、市長がおっしゃっていることが正しいということが、そういった測量や県の資料からもわかるというふうには私は考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 敷根公園の前面の111人の共有地に庁舎が建てられるかというお話だと思うんですが、3,000平米を超える土地については、昨日もお話ししたように開発許可が必要になります。開発許可が必要になると、許可はおりるんですけども、人の土地でも、その後の工事は権原がはっきりしない限り着手できないということになっておりますので、今回の場合は、市有地、お金を払った中で、うちは下田市有地として認識しているんですが、その分筆して下田市の土地にはなっていない。その状態で工事をしていいですかというのは、さっき申したように、県知事決済なもんですから、そこがどこまで通るかというのはちょっとわかりません。ただ、私どもの判断としては、恐らくそこまでやらないと、所有者まで変えないと、分筆して登記を変えないと工事に着手できないではなからうかと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 11番 増田君。

○11番（増田 清君） 今の地域防災課長のお話でわかりました。確かにこの地図を見ても、ぽっかりとあいております。こういう事実を市民にはっきりと説明する義務をやはり我々議員もあると思います。やはり、ただ、危険ということをおおるだけでいいのかどうか、やはり市民としては判断を誤る可能性も出てくるわけですね。そういうことでは、やはり慎重にしていかなければならないんじゃないかと思います。

それから、今、建設については難しいだろうという話がありました。やはりその都度その都度、正しい情報を我々議会、市民に届けませんと、道を誤るときがございます。昨日、伊藤議員も市長は独裁的と言いましたけれども、前市長も病院の関係ではかなり独裁的だったことがございました。下田市議会としては、約3分の2以上の方が要望書を出しましたけれども無視されました。結果が良ければいいんです、何でも結果がよければ。結果が、この市長の庁舎の件も結果がよければ、やっぱり市民がそれだけの評価をしていただけるものと思います。

なおかつ我々は、やはり浸水域外へ建設するのが基本ということで要望書も出してきました。そしてまた、今、伊藤議員が質問しましたけれども、質問の中にありましたけれども、国において本年度中につくりなさいと、耐震化しなさいという政策が来ているわけですね。それで前市長も急いだと思うんです。それからまた、今、土屋 忍議員も質問しましたけれども、この庁舎の関係、今、県のほうでも防災訓練を行っております。そういう中で、この県の防災訓練で防災上の格付ですね、この庁舎をどう考えているのか、災害が起きた場合どういう連絡をするのか、その辺がわかれば地域防災課長、もう一回説明していただければありがたいと思います。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 県の総合防災訓練とか1月にありますけれども図上訓練、それ上でいきますと、まず下田市役所は、しばらくは連絡はとれないだろうというふうに考えております。それはなぜならばといいますと、当然、地震が起きて津波に飲み込まれるということがあります。それから、市役所がしっかりとあって、浸水域外にあればすぐに立ち上げができるんですけれども、敷根スポーツ公園ですか、スポーツセンターのほうに行ってから立ち上げるということなので、当然初動態勢が遅れるというふうには想定をしております。

ただ、一応、敷根のスポーツセンターに行けば、県との連絡はとれるようになっておりま

すので、災害対策本部が立ち上がらないというような、いわゆる岩手県のいろいろな町とかで起こったようなことまでは考えておりませんが、ただ、一番立ち上がりが遅いだろうというふうに想定しています。実際に去年の1月の図上訓練では、私と総務課長と行ってきたんですけども、下田市役所はしばらく音信不通だというような判断で、ようやく終わり頃になって1本連絡がとれたというような状況です。恐らく実際に起こった場合には、そういうような形になるかとは思いますが。それは時間外に起こった場合で、時間内に起こったならば、逆に言うと、もっとひどい状況になるんだろうなということは、この庁舎の耐震の状況から見てもわかりますので、そうした場合には、初動のみならず復旧復興期においてもかなりの影響が見られるのではないのかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 11番 増田君。

○11番（増田 清君） 3回目。

財政的な面から見ますと、やはり下田は厳しい財政の中で使えるものは使える、国の援助のあるものは十分使う、それが私は一番いい方法だということは前々から言っています。厳しい財政の中、我々会派はこれまでに、いふなれば、今、漁協の前の栈橋、あれを3分の1の負担金を、下田市が3分の1負担しなきゃいけないものを1割負担にお願いに行ったり、それからまた、もう10年前になりますけれども、みなと橋の建設のときに何かいい国の事業がないかということで探して2分の1国の補助をもらって、足りない分は当時の石川知事にお願いして借入れをしたという経験がございました。元市長も全部借金でやるんだという話もございましたが、当然厳しい財政の中ではそれは無理だろうという判断から行ったわけですね。そしてまた、私が住んでいる大賀茂もそうです。今、県のほうで工事を、道路工事を行っておりますけれども、約8億5,000万の工事を行っています。これもやはり市が1割負担をしなきゃいけない。しかし、財政的にやはり厳しいので県のほうにお願いをして、交通安全施設改良工事ということで国・県のお金でやっていただいた。そういう中ではやはり昨日答弁もございましたけれども、大いに利用して、そしてまたその何%か、何分の1かをやっぱりこれから下田のまちづくりに使うべきではないかな、そう思うわけですが、3回目ですので、最後に市長の考え方を再度お聞きしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） おっしゃるとおり、財政状況が大変であっても、やはりやらなきゃならない事業というのはきちっと進めなければならない。また、早くやらなきゃならないもの

は早くというのは当然だと思います。

しかし、その中でやはりブレーキになるのは財政状況でありますので、そういう有利な制度というものがあり、またそういうものをきちっと国や県との中で探り当てて、そして要望もしながらしっかりと取り込んでいくことが、市の財政の状況をカバーする大きな手だてだと思います。今回の庁舎に対しましても、もう少し早く進めていけば28年度内にもろもろのもっと事業を入れられたかもしれませんけれども、その辺はこちらのほうの運び方が遅く本当に申しわけなかったと思いますが、しかし、現段階で示したように、今これをきちっと使うことで下田市の財政上本当に有利なもので、単費で庁舎を建てようと思ったらとてもできない状況が、やっとうこういう幸か不幸か、こういう環境の中でできるという状況になりましたので、このチャンスを逃したら本当に財政だけで考えれば、もう当分の間あるいはもしかしたら一生の間、庁舎は建てられないかもしれないというような覚悟で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 一言質問をしたいと思います。

私は、もう昨年9月の段階から敷根民有地に調査費が計上された、補正予算で計上された段階から一貫して敷根民有地案に対しては反対の意見を述べ、またここ3回ぐらいの一般質問では同じ庁舎の問題でずっと一般質問をやってきました。はっきり言ってもうなかなかくたびれてきてはいますが、ここが位置条例が庁舎がどうなるかの天王山というか、そういう場であると思うので、再度またもう一回質問したいと思います。

私は、これまで市長が言われるところの安全性、利便性、経済性というものが本当に本当に大丈夫なのかな、本当にバランスが、優れてバランスがいいものなのかなのかという点に関してずっと疑問を呈してきました。安全性の問題、今、地域防災課長のほうからの説明がありましたが、危険・急傾斜に指定されていない一つの考え方というか、下田富士の向こう側の小山田、西本郷方面はほとんど網がかかっているわけですね。なぜこちら側が敷根1号線の上がかかっているのか、ある元建設課の人があそこは下に住居がないからだよというふうなことを言われました。また、特別土砂災害警戒地域ですか、それも今の敷根民有地案のちょっと先のところ、道路下、敷根1号線の道路下は、あそこは特別土砂災害危険地域に指定されております。じゃ、なぜその敷根民有地案のところは指定されていないのか、そこもやはりあそこに家がなかったからだというふうなことを言われたこともあります。

そこら辺のところ、本当に網がかかっていなければ安全なのかどうなのかというふうなことは、先ほど伊藤議員が言ったように、広島の特例、今のそれこそ豪雨というのがかつては考えられなかったような状況がある。それこそ想定外の雨量が降って土砂災害が発生しているというふうなことが、もしそれと地震が重なり合ったらどのような被害が起きるのかというふうなことも想定していかなければならないんじゃないかというふうなことも考えると、安全性についてもなかなか疑問に思っております。

浸水域じゃないと言うんですが、素人考えです、素人考えで稲生沢川からの距離からいって下田メディカルとそこの敷根民有地案とどれだけ差があるのか、あるいはあそこだっても敷根民有地はすぐそばを川が流れているわけだし、そこら辺がどういうふうな状況になるのか非常に不安に思っております。もっとも私は、かつて、現在地あるいは市長のおっしゃられた伊豆急との合築案に賛成しております。ある程度今の現在の建築技術であれば、ある程度の津波には耐え得るような建物がありますから、そこら辺のところはそんなに心配はしていないんですが、しかし、危険性という面ではあると思っております。そこら辺のところ、あくまで利便性の問題に関しましても、歩いて10分から15分というふうなことで、そこら辺のところ、本当に交通の便で本当に利便性があるのかということに関しては、先ほどの一般質問で意見を述べました。

また、特に経済性の問題、経済性の問題で事業費がころころ変わってきているというふうなことについて、市民が一番判断するのは安全性の問題とそして経済性、どのくらいの事業費がかかるのか実際のところは、そこら辺のところを一番心配しているわけなんです。本当に今の下田市の財政状況の中でどれだけの事業ができるのか、認定こども園を10億かけて、また給食センターも10億かけて、これからさらに庁舎にどれだけのお金がかかるのか、かけられるのかということについては非常に心配しております。その数字を基本構想の中においてはある程度概算事業費で出しました。27億でしたか、27億数千万円を概算事業費と出しました。それが変わってきているわけじゃないですか。だから、そこら辺のところ、どんどん変わるということ自体が、市民にとっては非常に不安なところがあるんです。

昨日の一般質問、一昨日でしたか、施設室長は基本構想は基本構想なんだと、基本計画はどんどん変わっていくんだと、また実施設計になったらまた変わっていくんだというふうなことをおっしゃって、そこら辺のところの金額がどんどん変わっていくのはやむを得ないことだと思いますが、しかし、やはりそれでは市民の不安というのは解消されていないんだと思います。例えば第4次総合計画のときにも、僕ら、基本構想は審議しましたが、基本計

画も一緒に出てきました。第4次総合計画のときには、基本構想と基本計画はほとんど同時的に出てきました。僕は、議会としては議決、審議権が基本構想だけしかなかったもので、基本計画は見ただけなんです、そこにはいろいろなものがのっておりました。基本構想と基本計画は、ほとんど普通は同時的に出されるものだと思います。ある程度の枠というのは出されて、それで判断していくというふうなことだと思っております、私は。そこら辺のところ、そういう建設費がどんどん変わってきている、今、利息も含めて30億ちょっとですね、その金額が提示されておりますが、これが果たして、じゃ、基本計画の中でどこまで増えていくのかあるいは減っていくのかわからないというふうなことが、それが今の現在のなかなか不安を持っている、9,500もの請願署名が集まった一つの大きな理由になっているんじゃないかというふうに思っております。そこら辺のところをある程度基本構想、基本計画である程度もう少ししっかりした絵ができて、建物自体だってそうですね。基本構想の中で5階建てが今3階建てになっているというふうな形でどんどん変わってきている。じゃ、基本計画のときに何階建てになるのか、今現在だってわからないというふうなことの中で、ある程度もう少し基本計画的なものをもっと詰めた形のもので出てきた段階で、本当にふさわしいのかどうなのかという位置変更条例が出てくるものであるのではないかなというふうに私は思っております。

極論すれば、今の時点に出すのはまだちょっと早いのではないかと、それと附随して言えば、先ほど伊藤議員がおっしゃったように、来年6月の市長選挙でこうだというふうなことを堂々と市民に訴えて、それで支持をもらえる、支持していただけるんなら、議員の私たちだってそれは評価しなきゃならないですから、市民がそういうふうなものとしていいというふうに、もしそういう判断をしたんだとしたら、我々議員だってそういう市民の声というのを聞いていかなきゃならないわけですから、そういうところで一つ大きな判断をしていくべきだというふうに思っております。

もう一つ、先ほど進士濱美議員のほうから安全性、利便性、経済性のもう一つ将来性というものも考えていかなきゃいけないよというふうなことが、そういう主張が出ましたが、将来性、私自身も将来的に伊豆賀茂一円、1市5町が合併するところまでいくかどうかは非常に不安、そうはならないんじゃないかという気持ちも多分あります。でも、しかし、広域行政はどんどん進んでいきますし、人口はどんどん減っていく中で、本当に合併というのが本当に現実的な問題として出てくるかもわからない。私は20年か30年ぐらいのスパンだとは思っておりますが、そのときに本当に今の市庁舎、これから建てようとする敷根民有地案で本

当にそういうふうなときに賀茂一円の中心の庁舎としての機能が果たせるのかどうなのか、拡大するスペースもほとんどないというふうなことは非常に不安に思っております。そこら辺のところ、9月でしたか10月でしたか、区長会というのがありまして、下田地区の39区の区長会の視察研修旅行がありまして、その中で私も今は区長をやっておりますので、その一員として視察に行きまして、そのときに敷根民有地で施設室長の説明を受けたんですが、その中でマイクロバスから降りた区長さんたちみんな、一目見て狭えなというふうに言っていました。ここか、狭えなという感想を、率直な感想を言っていたんですが、そういう説明の中で施設室長は、たしか、もし狭いんだったら隣接地を買うことも考えているよというふうなことを、そういうふうな説明もしました。隣接地を買うとかいうふうなことが本当にそういうふうなことが一つの考えとしてあるのかどうなのか、隣接地というのはどういうふうな土地なのか、そこら辺のところをお聞きしたいなというふうに思っております。

とにかく私の意見としては、そこら辺のところも含めてもう少しはっきりした形で庁舎の問題、形が、金額の問題、安全性の問題等々のことがもう少しはっきりした形で出てくるのを待つべきであるというふうに思っております。そこら辺について質問、お答えがありましたらお願いします。

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですけれども、ここで休憩よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） それでは1時15分まで休憩いたします。

午後 0時15分休憩

午後 1時15分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前の鈴木 敬議員に対する答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、私のほうからお答えさせていただきますけれども、ご質問がちょっといろいろバラエティーというか多くなっておりましたので、もし漏れている等があり、また詳しくということでありましたら、担当課のほうから説明させていただきますので、ご指摘いただければと思います。

敷根民有地の安全性につきましては、確かに見た感じという状況であれば、そのようにいろいろ危惧されるということは理解するところであります。しかし、それに対しましての安

全性にはデータというものがきちっと出されておりました、これらは科学的な見地として、また専門家や専門機関また国や県と、それぞれ出されたもろもろの安全性に関するデータを見た中で安全というふうな形で位置づけているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。前々から言っていますけれども、通常ならあのような場所という言い方も失礼ですけれども、庁舎としてあそこにといいのはないかもしれません。しかし、土地利用の中で浸水域という問題、そしていろいろ土砂災害等いろいろな問題、また経済的なそういうものを全部加味しますと、やはりあそここのところに落ち着かざるを得ない状況だという、その下田の現実を考えていただきたいと、ご理解いただきたいと思っているところでもあります。

あと利便性に関しましては、前々から当然鈴木議員のほうは、中心市街地というものを本当に大事にされ、現在地またあるいは駅等々のそういうところの関連性を重要視されているところでありまして、これは私も当初から同じ中でそれを実現できないかということで一緒に考えさせていただいたところでもあります。

しかし、庁舎を建てるに当たって、ただ単に利便性だけで決められないという中で、じゃ、安全性の面はどうだろう、あるいは経済的なものはどうだろうということを加味して、そしていろいろな角度から考えた中では、やはり下田の事情の中では現在地あるいは駅ビル等の、そういう場所に建てるということがやはりなし得ないだろうというような結論になったところでもあります。

また、それに関連いたしますけれども、経済性の部分に関しましては、やはり現在地や駅ビル等に建てることのすばらしさがありますけれども、やはり建築費が膨大になってしまうという中で、下田の財政を考えると、やはりそこまで財政出動はできないというような状況を考えた中で、今回の敷根民有地に対する事業費に関しても過度なもの、要するに必要以外の造成や道路建築やいろいろな形で過度な状況ではございませんけれども、しかし、市民の方々がどこかで危惧されている、この今の経済状況の中で幾ら少ないとはいえ大きな金額だろうと、それを起債を起こしてまでどうなんだろうということは確かに理解するところでもあります。

しかし、先ほどから言いますように、庁舎の新築というものの必要性というのは、もう老朽化と耐震性の不備と、また浸水域にある等を考えると、それはご理解いただきたい。そういう中で財政のことをしっかり考えた中では、現段階では概算で出させている数字でありますけれども、先ほども説明をさせていただきましたが、これからの進め方の中で十分論議を

していただいて、小さく小さくしていくと、別にこちらとしては今の22億5,000万を使わなきゃいけないなんて思っていないです。それが1億円でも2億円でも、あるいは1,000万でも2,000万でもちっちゃくなるなら、それを工夫したいということはもう当然考えていることでありますし、市民の皆さんのそういうふうなご意見にきちっと耳を傾けて、できる限りのそういう圧縮ということはしていくということは覚悟しているところでもありますから、また、その折々に議員の皆様からもご提案いただいてしっかりと進めさせていただきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、将来性の部分でありますけれども、私としては、まちづくり懇話会のほうでこのまちの姿、これ今までの歴史的なもの、これから先を考えれば、やはり高台というよりは低地であろうというのがあります。考えを出していただきました。その部分の中で、しかし、浸水域というのはなかなか難しい状況がある中で、今回のところは何とか私はその駅と関係性、そして中心市街地との関係性、そして今ある状況を考えますと、そこに何とかくつついて、そして当然そこに伊豆縦貫自動車道が計画をされ、そして敷根インターができ、そしてそこに県の総合庁舎ができ、また上には中学あるいは敷根公園もありという中で、その入り口に当たるところに市の庁舎ができるということは、今後のまちづくりの中で大きくあの地域が発展をするというか、変化していくことは、その可能性は考えているところでもあります。それをどのようにまた上手に発展させていくか、どのようなまちにしていくか、これがこれからまた都市計画の中で考えていくことであると思っておりますし、また、あそこに新庁舎が行くということの中で縦貫道の必要性、縦貫道の促進ということに大きな寄与すると思っておりますので、そういう意味ではそれぞれ相乗効果が出るかと思っております。

それと、あと、時間の問題でありますけれども、6月の任期までの中でというようなことの中でおっしゃいますが、先ほども言いましたが、庁舎の問題は私の任期中で何とかしなきゃとか、あるいは私にとって早くしなきゃという状況ではなく、もう10年近く前から積み上げられてきた中で、進めなきゃならないというところで、ただ単にこの時期にこうなったというだけの話でありまして、どうしても任期中の、あるいは任期以外にというような話題ではないと思っております。そして、早くという中では、先ほど言いましたが、老朽化の対策、そして耐震の対策、浸水域の対策、そして交付金等の補助の対策、それからこれから事業費のことでもありますけれども、高騰が見込まれております東京オリンピックや東北の復旧復興の中で、何とかその少しでも手前からスタートすることで事業費等も少しでも安くなるかというふうな、そういう想像もありまして、今がどうしてもチャンスであると、このチャンスを

逃すとやはり財政的に大きな負担をこうむるようなことが想像されると認識しているところでありますので、そういう意味では早く決定をし、早く進んでいきたい。

そして、このことが進むことで議員が日頃からおっしゃっております、まちのいろいろな場面の活性化、そして今与えられております地方創生の問題、そして移転ということになりますと、この跡地を町の発展のためにどのように利活用していくかという、そういう論議も進んでくることでありますし、またそういう論議の中で民間活力の導入ということも考えられますので、ある意味、アベノミクス等と言われている中、民間の力が出てきたときにそういうふうな中で力をお借りするというのもチャンスかもしれません。

そういう意味では、何とかこの市役所の位置の問題が提案させていただいたような形で進み、早く庁舎の問題が進むことで、このまちはよくなっていくと考えますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 区長会の現地視察の際に、狭い場合には隣地をというお話でございますが、現状の計画では、今、皆様にお示ししている場所で事業を進めていくというお話をさせていただいております。

ただ、狭いというような状況があるのであれば、隣地を購入することも視野に入れるような形になるかと思っておりますというような説明をさせていただいたもので、今すぐに隣地を買うとか買わないかというような議論をしているつもりはございませんので、誤解を受けるような発言でしたようでしたら、失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 隣地の問題に関しましては、隣地がどのような人の所有地であるのかということまで市のほうとしてはある程度考慮しながら、そのような発言があったのかなというふうなことでお聞きしたようなわけであります。もし、そこら辺のところがもう一回答えがあるようでしたら、またお願いします。

中心市街地の関係です。私、去年9月から反対してきた大きな理由は、要するに現在地をどうするのか、まちづくりのために今の現在地を中心にして中心市街地をどういうふうにしていくのかという案がなければ、ただ単に庁舎が移転しても、それじゃだめですよということとずっと反対してきました。そのような中で、ある意味、当初現在地そのものを伊豆急と

のコラボでここを中心にしてもう一回再開発できないかというふうなところで、市長の案に私も賛成して、ぜひとも伊豆急とやったほうがこのまちにとっていいのかなというふうなことで、私は位置を主張してきました。

ところが、市長はその案に対して早々と撤退し、撤回して、また、そういう中でその案を進めるためには、やはり市長が固い決意で突き進んでいかなければ実現できるものでありませんので、そういうところで私としては、現在地あるいは伊豆急とのコラボはやむを得ないのかな、撤回してもやむを得ないかなというところから、じゃ、移転した場合、このまち、この現在地をどういうふうにするのかという、そういうプランをしっかりと立てなければならぬよというふうなことを主張してきました。そのためには、ある程度庁舎の問題は最低限の安全性と機能が確保できるというふうなところで、できるだけ事業費を圧縮できるような、そういうふうなところを探すべきだ。もし余力があれば、その他の現在地を中心とした経済投資、経済開発、そういうふうなものに全精力を注ぎ込むべきだというふうなことで、そういう意味からいうと、敷根の民有地案は非常にまだ30億以上のお金というのは、ちょっと今の下田市民にとって30億が40億になるのか50億になるのかわかりませんが、少し大き過ぎるんじゃないか、もっと安くできるところが例えば10億か15億ぐらいのところがあるんじゃないか、私はその一案としては学校との関連性とかというものを言っていますが、そういうふうな形でもっと一生懸命考えていけば、トータルに下田のまちをつくり変えていく、トータルにつくり変えていくための方策がまだあるんじゃないのかというふうな思いから、敷根民有地案に対する批判というものをしているようなわけです。そこら辺が1点です。

とにかくもっと安く事業費を抑えて最低限の安全性と機能が確保できて、なおかつもっと事業費を抑えられるような案がもっとこれからみんなの案の中で意見の中で出てくるんじゃないかというふうなことを期待しながら、私は現在地。

また、将来的な発展性ということを敷根地区に将来的な発展性があるというふうな市長のお考えですが、私は、それほど発展していくような余地というのは、そんなには敷根地区にはないと思っております。万が一の大事故、災害発生の際には、結構孤立するような場所にも、伊豆縦貫道ができてどうなるかはわかりませんが、136号線が現状では封鎖される状況になると、ほとんど車の往来というのはできないような場所になっていくというふうな、そういうふうなこともありまして、敷根の発展性というのは非常に私としては危惧しているところでもあります。そのようなところから、今、敷根の民有地案に乗っていったいいものなのかどうなのか、それこそ20年、30年先、もっと場所があるのではないか、そういうことも

追及してよいのではないかというふうに思っております。

喫緊の課題として庁舎、一日でも早くつくるということは大事なことでありますが、しかし、一度つくってしまうと、それだけの予算をかけてお金をかけてつくってしまうと、それは軽々と、じゃ、こっちのほうがいいところできたから、またつくりかえる、移るよなんということはできないわけですから、一度つくるとそれが下田のまちの顔になり、それが20年、30年、40年続いていく建物でありますので、そういう面からいろいろな面から考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。いろいろな数字のことを考えていくと、どうも敷根民有地というふうなことを今決めなければならないかというふうに、ちょっとそういうふうな結論にならないんじゃないかというふうに私は思っております。

いろいろととにかく市民の間から9,500人という数字がいつも出てくるんですが、本当にもっと一生懸命やったらもっと大きな数字が出てくるかもわかりませんし、とにかく市民の間から、大多数の市民の間からあそこの場所でよいのかという疑問が多く投げかけられているというふうなこと、これは事実でありますので、そのような声をもう一回民意をただして聞いてみるというふうなことは、それが選挙ということになるのかどうなのかわかりませんが、そういうふうな形で本当に下田の市民の声をもう一度聞いてみるというふうなことは、何らかの形でそれは必要なんではないかなというふうに思っております。

そこら辺のところ、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 敷根民有地の隣接地がどうこうというのは、先ほどもありましたけれども、別に今回そこに建築するに当たって支障のあることでもなく、関係することでもございません。ただし、隣地でありますので、境界立ち会い等のことはちゃんとスムーズに了解をさせていただいているところでありますので、特にもめているわけでもございませんし、先ほど室長からありましたけれども、皆さんのご意見の中、議員の皆さんあるいは市民のご意見の中で、もう少し広くつくるべきだよということであるならば、それはそういう可能性があるということ、またもう少し合併等も踏まえたときに大きなものをつくっておいた方がいいよというのであれば、今の建物を高くするということも可能であります。

しかし、その分そこには事業費が加算をしていくという中で、果たして、じゃ、その事業費でいいのかというようなこともありますので、そういう中で、先ほど言ったように、いろいろなものを多角的に考えながら積み上げてきているところでありますので、もしあの場所が狭いので広く使うべきだというのであれば、隣接地を、じゃ、購入するというアイデアだ

ってあると言っていることでもあります。ですから、現段階ではそのような計画は一切ありません。

あと、仮設的な庁舎を建てるということもそれは何らか一案かというふうには思いますが、それをいつどのようにということと、結果的に、先ほど言いましたが、何十年というスパンの中では、どちらが財政的に本当によかったのかという判断もあろうかと思しますので、ただ、例えば災害でその庁舎が倒壊してしまったと、そしたら早く建てなきゃならんというときに、仮設的にというようなやり方はあろうかというふうには思いますが、きちっと想定されている災害に立ち向かう、そういうしっかりとした庁舎を今建てるべきだという時期でありますので、仮設的な形というのはまずは優先順位ではなかろうかと思しますので、今回の場所にきちっと建てさせていただくというのがいいと思います。

それから、その発展性の部分であります、自動車道が開通しインターができ、そこからおりた部分が発展するだろうというのは誰でも考える話でありまして、私は、敷根地区の部分が縦貫道の開通そして敷根インターができるという中で、私は、いい方向へどんどん発展するだろうと思ひますし、下田の都市計画の中でもそのようなやはり計画というものも考えていくべきだというふうに思っております。そしてまた、現にそこに住まわれている方がいらっしゃるって、そういう方々がそういうものが発展していく中で暮らしやすいまちというのをつくらなければいけませんので、当然それはその地域住民のご意見をしっかり聞きながら進めるべきだというふうには思っております。

そういう中で、早くということでありまして、先ほども言いましたが、防災上も考え、財政上も考え、そして市民のサービスも考えると、やはり庁舎というのはここまで10年近く積み上げてきた計画でありますので、総合計画にのっている計画として早く進めていかなきゃならないという中で、早くといっているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森 温繁君） 8番、3回目です。

○8番（鈴木 敬君） 考え方がなかなか交わらないので、これは意見を述べ合うというふうなことにしかならないのかと思ひますが、敷根民有地案、いろいろな面で私は庁舎の建設地としてふさわしくないというふうに思っております。また、もっと安くできる場所、最低限の安全性はしっかり確保されながら、機能面も特にIT等々そういうふうな面も今まで以上に必要となってくると思ひますので、そのような機能面も含めまして最低限の機能も備えた、そういうふうなものをもっと私としてはほかの適地があるというふうに思っております。そ

のようなところを探すというふうなことが今必要であるというふうに思っております。そのような面から、私は、この敷根民有地案に反対するものでありますが、ここでこの議会においてその条例の位置の変更条例が採択されるわけですが、これは最後にお聞きしていいのかどうかのかわかりませんが、全然僕らもこれがどういうふうなことになるのかわかりませんが、市長としては、それなりの政治責任、政治的な生命をかけてこの問題というのを上程してきているのだと思いますが、9月という議会からの流れもありますので、私は、9月議会で一応延期したのが、もう少し先でもよかったのかなという、12月じゃなくてもっと先でもよかったのかなとは思っています。思っていました、市長があえて9月で延期した、条例提案を延期したものを12月に出してきたというふうなところは、市長それなりの覚悟でお出しになったのだと思いますので、万が一のこともしっかりと市長としては、自分の政治的な責任として考えておるんだというふうなお覚悟をもう一度最後にお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） ご理解をいただいて進めたいという中で、先ほども言いましたが、こちらの進める時間軸からすれば9月に、それももっと前にしていただきたいことがあるんですが、9月にお願いをしたかったところでもありますけれども、いろいろ請願の件もあり、そういう中でもう一度しっかりとご理解いただいて進めなければ、やはり失礼であろうというようなことの中で、時間を延ばしていただいて、そしてシンポジウムや市政懇話会の中で説明をさせていただいているところであります。

これに関しまして、じゃ、全ての住民の方のどのような合意をいただけたのかということに関しては、その方法がございませんので、そういう意味では、時期を定めて進めなければならないということで、仮に何らかの方法でしたときに、じゃ、そこは多数決で決めていいのかという状況にもなります。反対の方の意見もあるじゃないかということだってあるわけですから、そういう意味では、もうしっかりとこちらはやってきたことなので、議員の皆様నికిちっと託して、そして前へ進む方法をお願いしていくことで上程をさせてもらったところであります。これに関しまして、全員の議員の皆さんに承認いただいて進めたいというのが本心であります、それぞれの論議の中で決めていただき、そして決まることであれば、粛々とこの事業が進みますし、万が一否決されるということになれば、やはりその事業はとまるというふうに思っております。

しかし、先ほども言いましたが、老朽化の問題あるいは防災上の問題、そしていろいろ交付税等の問題の中で考えますと、やはりとまったものは早く進めなければいけないというふ

うに思います。しかし、その手法がどういう手法なのかというのは、しっかりと考えるところでありすけれども、位置条例というものが否決されたといっても、鈴木議員がおっしゃる庁舎の必要性が否決されたわけではないというふうに思いますので、その庁舎の必要性をきちっと進めるためにどうしていったらいいかということはしっかり考えてやらなきゃならないと思います。それがどういうものなのかというのは、また私のほう、あるいは当局としても考えますし、また議会の皆さんにもいろいろとご提案し、ご意見をお聞きしながら進めていくところでありす。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第67号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第68号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） それでは、議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案件名簿の6ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市足湯施設条例を廃止する条例を別紙7ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、ハリスの足湯を廃止するものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

本議案に関連いたしましては、先月開催されました全員協議会におきまして指定管理者の指定の取り消しについて説明をさせていただいたところでございます。その際の説明と重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、ハリスの足湯の概要でございます。

供用につきましては平成12年11月、総事業費については882万円でございます、所在地

につきましては下田市二丁目11番10号、下田中央商店街協同組合さんの駐車場用地の一部、こちら23.76平米を無償で貸借契約を締結し、借用しているものでございます。

次に、廃止を決定するに至った経過でございます。

本年9月16日に足湯設置場所の所有者であります下田中央商店街協同組合さんの臨時総会が開催されまして、駐車場用地、コミュニティーホールを売却することが決定され、それに伴いまして下田中央商店街協同組合さんも解散することが決定されたところでございます。

その決定を受けまして、足湯施設を管理する足湯管理組合の臨時総会が同月25日に開催され、同組合も今年度いっぱい解散することが決定したものでございます。足湯管理組合につきましては、構成団体の負担金、タオル販売利益等を原資に無償で本施設の管理を行っていただいております、その構成団体でございます中央商店街協同組合さんの解散による脱退に伴いまして、組合の構成団体が5団体から4団体となることで、今後の構成団体の負担が増加することで組合の存続が困難であると判断されたものでございます。

当該組合につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に指定管理者としての議決を受けているものでございますけれども、11月10日に指定管理の辞退届が提出されまして、平成28年度以降の指定管理を取り消させていただいたところでございます。

それから、足湯施設の存続につきましては、新たな駐車場の所有者の方と当課で協議を持たせていただきました。新たな所有者の方の意向では、足湯施設について、その地元の商店街の皆さんたちが足湯の存続に対して熱意があれば存続については配慮したいと、しかし、そこまでの熱意がなければ解体撤去してほしいというような意向がございました。当課からはその旨を足湯管理組合のほうに伝えさせていただきまして、管理組合の構成団体での意見の取りまとめをお願いしたところでございます。足湯管理組合につきましては、10月8日に運営会議を開催いたしまして、構成団体それから足湯管理組合の総意として施設の解体撤去もやむを得ないと決定したものでございます。

そのような決定を受けまして、本市といたしましてもやむを得ず施設を廃止いたしまして、今後、解体撤去をしていくと判断させていただいたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 足湯組合は、やはり指定管理者であったと思うわけであります。平成12年11月から今日までこの足湯が存続されて、指定管理で存続されてきて、どういう成果を上げているという評価をされているのか、1点まずお聞きしたいと思います。

もう一つ、882万円で作られたということではありますが、この設置者はどなたかと、指定管理者では当然ないと思うわけであります。市にとって、このまちの活性化と存続をしていくというこの姿勢が全く見られずに、足湯管理者の決定が全てであるというような決定で、この廃止が今進められようとしている。下田市の旧町の活性化や観光立市下田にとって足湯を廃止することがどういうことにつながっていくのかと、あるいはつながっていかないのかと、こういう評価なしにこういう議案が出されてくる、困難だから廃止をする、こういうことではちょっと納得がいかないのではないかと。

かつて市長は、ドック跡地を購入しようかと、こういうことを相談にかけてきまして、購入はしなかった経過になっているわけではありますけれども、町なかの一番の中心的な、かつてはですね、ところが不動産業者のものになり、それに伴って足湯も廃止してしまうんだ、いたし方ないんだと、こういう決定では何か不十分ではないか、まちづくりにとってどういう意味と内容を含んでいるのかと、こういうことをやはりきっちり評価をしていく必要があるのではないかと思いますので、これらの点についてぜひとも管理者、市長の見解をお尋ねしたいと思うところであります。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） この場所につきましては、当然所有者と不動産業者と取引の中で決められたところでありまして、それに関しまして下田市として今まで施設等の中で補助等あるいは県のほうの補助等を使ってやられた部分に関しては、金銭的なものに関しては整理をしているというところであります。その不動産業者さんからは、今後あそこをどのように利活用するのかというのは提示されておられませんけれども、現状の中では、今のものをそのまま当分の間使用するというような方向のようであります。その中で足湯に関して、今までどおり足湯組合の皆さんがおっしゃるように、まちづくりというか、まちのにぎわいづくりとか、まちのもてなしづくりとか、そういうものの中で利用をされるのであれば今までどおりご利用してもいいですよということを提示したようです。しかし、組合のほうは今後そのようなことはできないので、また組合も解散をするという中で足湯を管理するということをしないという明言をされたために、基本的に足湯を、じゃ、どういうふうに誰が運用

するか、これを市としてそれを管理するという事は、これはまた容易なことではございませんし、また発案としては、そこの地域の人たちから足湯というものを提案され、つくられたものだと思いますので、そういう意味では、なくなるということは残念なことでありますけれども、しかし、その地域の判断として受け取っているところでもあります。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 施設の設置者というご質問がありました。施設の設置者は下田市でございます。

それから、この足湯の評価というようなことでございます。

この足湯施設につきましては、市民の健康増進、また観光振興というような目的で、先ほど市長からも申し上げましたとおり、地元の商店街また商工会議所さん等の要望を受けて設置したものでございます。施設の評価につきましては、やはり指定管理料については地元の構成団体の皆様が負担をしていただいて、それからタオル等の販売を原資に維持管理をしていただいたというようなことでございます。やはり観光施設として市民の皆様の憩いの場所となっているというような部分もございまして、私どももすぐ廃止ということには結びつけたくはなかったという部分がございます。やはり先ほど申し上げましたように、所有者の意向と、新たな所有者の意向という部分で、地元関係者の皆様の熱意という部分を要望された部分がございます。やはり前回の全員協議会のほうでも申し上げましたとおり、直営あるいは新たな指定管理といった部分もございまして、その直営でやるにしても有償無償で何らかの協力をいただけないかというようなお話もさせていただいたところでございますけれども、足湯管理組合さん、こちらの構成団体につきましては、商店街の皆さん等がメンバーになってございますが、そちらの中で廃止もやむを得ないという判断をされたものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 残念ながら、各旧町の商店街は、商店街の街灯の代金さえなかなか払えない、どんどんお店がなくなって、こういう状態になっているという経過の中で、組合としてこの指定管理者として受けられない、このような状況というのは残念ながら理解せざるを得ないと思うわけでありまして。設置者が下田市であるというような、こういうことからいって、やはり観光地としてのトイレは近所の人にやってもらっているのかと、設置者は下田市でそれは管理はしてもらっているか知りませんが、そういうことが困難になった場合は市が責任を持つわけでありまして。

そういう意味では、やはりお客さんへの一つの大きなもてなしの一つだと思うわけです。継続がなかなか困難になったから、市も経費がかかるのでやめてしまうんだ、こういうことでなくて、努力に努力をして継続をするという努力を私はまずしていただきたいと、次の管理者が定められるまでは新しい所有者にもご協力を願って、その間は市が管理をする、こういうやはり大きな観光地下田にとってのおもてなしの一つではないかと思うわけです。それらのものが、指定管理者がなかなか困難になったから、すぐやめていくんだという、こういう判断をするとすれば、次々そういう施設がなくなっていくということを認めざるを得なくなってくると思うわけです。ぜひともこの点については、もう一段の検討をしていただいて、市が存続の努力を重ねていただきたい、こうお願いをして質問は終わりたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 本当に議員がおっしゃるとおり、町なかの疲弊感というのはあります。何とかしなきゃならないということで、いろいろな形でそれを対応していく状況であります。しかし、それが逆に裏返しすれば、そのやはり町なかの大変さが市税にも反映をし税収もないという中で、それを直接市として管理する、そういうやっぱり財政出動もきちっと選択と集中の中で選んでいかなければならないという状況で、もう本当におっしゃるとおり、そういう状況でなければ民ができないものは官がすぐに肩代わりしてという状況もあろうかと思いますが、しかし、そういうことを気軽にできない。やはりきちっと順序を決め、そういう中でやっていかなきゃならないという、そういうつらい状況の中で今回のものであります。そういうことをご理解いただきたいと思います。

また、他の指定管理等というものを選定するというのも一つかと思いますが、先ほどもありましたが、今回、足湯管理組合というものをつくられたときに、下田中央商店街の協同組合、下田市商業協同組合、大横町通り商店街、伊勢町奉仕会、下田市商店連合会、協同組合下田クレジット、下田商工会議所等が、本当にここを中心としてかかわるべき全ての人たちがかかわった中でのこの組合が、やはりこれを存続してかかわることができない。そして、この組合を解散するんだという決定の中で、それ以後をお願いするところというのがないというふうな状況もありまして、確かにまちの中にそのような施設、これ過去、足湯、手湯というようなことで、まちの中の回遊性の中で楽しい場所をつくろうという発案の中でやられたことでありますが、やはりそういう状況になったということは、本当に寂しいことでありますし、しかし、これを踏まえて、もう一度まちづくりの中の再生の中で必要とあればまたその発案を実行していきたいと思いますので、今回は、このようにハリスの足湯の指定管理

を取消しせざるを得ない状況をご理解いただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 13番、3回目です。

○13番（沢登英信君） 年間幾らの経費が今までかかっているのか、取り消さなきゃならないと言っていますけれども。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 平成26年度の決算でございますが、収入が51万7,000円ほど、支出につきましては41万円というような状況でございます。主な支出の内容でございますけれども、清掃料が10万円ほど、水道、電気、約5万、それから温泉使用料ということで18万程度、残りにつきましては事務費、それから事務委託費といった状況でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 今の数字、収入が51万で支出が41万なのかな。一応は、プラマイだとプラスになっているのかなというふうに思うんですが、そのほかにも管理組合の人たちが何らかの形で支出しているのかな。だと思いますので、そこら辺のところの実際にどのくらい管理組合のほう負担しているのか、負担してきたのかということも、もしあれでしたらお聞かせください。

そして、足湯、ハリスの足湯、これかなり町なかの観光客の回遊、歩いて回るという面では大きな効果を持った施設であるというふうに思っておりますが、これがなくなり、1回なくなっちゃうともう一回作り直すということはほとんどできなくなってきてしまいますよね。これがなくなる。そして、先ほど市長もおっしゃいました大横町通りの足湯という、できたときにはすごいこれはもうほかのまちにはない、下田市のユニークな本当にまちづくりの大きな財産になっていくんじゃないかと思ったんですが、何年かたっていくうちに、それぞれもう使われなくなってきている、お湯も流れなくなってきているという状況があります。また、大横町通り、街路灯も取ってしましまして、ポールだけは残っていますが、防犯灯がついているようなところで、とても夜行くと商店街というイメージとは遠くなってしまっているというふうなところで、まち全体が、中心市街地あるいは中心商店街がもうほとんど死に絶えようとしているというふうなところで、ここでまた大きな財産をなくしたときに、市長、市は、このまち、中心市街地の再生ですね、これからどういうふうな形でまちを歩いてもらうんだというふうなことは前からおっしゃっていらっしゃるんですが、どのような形で歩いてもらうようなまちをつくっていくのか、どのような絵を考えているのか、お持ちなの

かというふうなことをお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） まちの中を歩いて楽しいまちづくりというテーマの中で、商工会議所さんともいろいろ連携しながら進めているところであります。時代背景の中で、受けた施設というのが永遠に受けるというふうでもありませんし、また変えなきゃならない時期が来るかと思えます。そういう中で、今まであれを発案をされ、運営してきた価値は本当に大きかったと思えますが、しかし、その方々がやはり今回を機にその機能というものに、自分たちが携わるということをやっぱり撤退するということを決断されたということは、一つの時代かなというふうに思います。

しかし、その必要性とか、あるいはそれ以外の必要性というのは常に考えなきゃならないところでもありますので、これから歩いて楽しいまちづくりの中でどのような形の施策を進めていったらいいかということは、また商工会議所さん、あるいは先ほど言ったいろいろ町なかの活性化に関与されている皆さんと検討しながら進めていきたいというふうには思っているところでもあります。

具体的なことに関しましては、今どうこう進めているところではありませんので、また順次それぞれ具体的に表現をしていきたいと思っているところでもあります。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 先ほど収入51万7,000円ほどと申し上げました。その内訳でございますけれども、負担金が33万円になっております。5団体でございまして、6万強というようなところで、月額1団体5,000円ほどの負担をいただいているのではないかなど。それから、タオルをつくって駐車場の管理のほうで販売をしております、そのタオル2万4,800円、要は248人に売ったということですね。それから、前年度の繰越金が16万ほどあったというような状況でございます。

やはり昨年、一昨年ですか、指定管理、議決をいただいて、当然そのときの指定管理者選定委員会の中でも5年間指定管理を受けるというようなことではやってきたとは思いますが、やはり今回、駐車場の施設を国・県・市の補助を受けながら売却せざるを得なかったというような事情も鑑みて、今回このような状況になったということだと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 聞けば聞くほど、何か悲しくなってくるような状況なんです、この

ままでいくと、下田のまちは本当にどうなってしまうのかなという思いがします。先ほど街路灯のことも言いましたが、もう商店街が成立しなくなってきているような状況で、私の住んでいる連尺町商店街ももう半分以上の街路灯が消えたままになっていまして、これはLED化にするということで、伊勢町からうちの通りまでの一緒にLED化するように市の方にはお願いはしていると思うんですが、なかなか具体的な、進んでいっているのかな、そこら辺のことがもしあったらお願いしたいんですが、そのような形で街路灯もどんどんなくなっていく、まいまい通りの街路灯も第1組合の街路灯がなくなるようなことも言っていますし、とにかく中心商店街がもうだめになっちゃって、それと同時に中心市街地ももうだめになっていくという状況、花のほうも花の会一生懸命頑張っておりますが、やはり会員がどんどん減ってきております。今、まちだな商店街なんてもう花をやる管理組合も管理の団体もなくなっちゃっていますし、まちからも花がどんどん消えていく。下田のまちが本当に何の特色もない、ただ衰退するだけのまちになっていってしまうというふうなところで、だから、私は庁舎の問題も中心市街地をどうするのか、現在地を中心にしてどういうふうを考えていく、やっていくのか、それが一番大事だよということを何回も申し上げているんですが、とにかくこのままではまちが本当になくなっていくという、もう足音がひたひたと聞こえてくるような状況です。

そこら辺のところ、中心商店街というのは、商店街がこれから下田だけではなくして、よそのまちでも成立していくのかどうなのかということに関しても非常に疑問は持っております。とにかく商売の仕方が、対面販売で来てくれた顧客に売っていくというふうな形態からどんどん変わってきていまして、大型店に行って、今はもうネットの時代になってきている。それにもうまちの小さな商店は対応し切れないところがあって、どんどん消えていく。この状況を変えていくような何かをやらなければ、まちは再生していかないんですが、そこら辺のところ、その一助になるかどうかわかりませんが、空き店舗対策に対する、その空き店舗の補助金制度なんかも去年、今年でしたっけ、そういうふうな予算上程もしたと思いますが、そこら辺も含めて、ハリスの足湯がなくなることによって下田のまちがどういうふうに変っていくのか、もう一度、市のほうのお考え、それからどういうふうにするのか、難しい問題ですが、もう一度だけお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 中心市街地の大切さは、私は前々から言っているところでありますし、これからも言い続けるところであります。昭和の合併の時点の1町5村の段階で5村と言わ

れている地域は、今ほとんど物販の商店がもうなくなりつつあります。しかし、その方々がこの1町の中のこの中心市街地、町なかに頼ってくれる、この自分たちのところがそういうふうになくなり、多少不便にはなるけれども、しかし、車社会にもなってまちにも行きやすくなった。また、車社会の中で今度は健康長寿とはいえ、なかなか運転がしにくい方々も増える。そういう中で公共交通をもう一回再整備することによって、この旧町内のこの町なかに頼ってくれると、そういうことが私はこの旧町内の大きな責任だと思います。それは、民間のそれぞれの店の責任というか、せいにするだけでなく、行政としてもしっかり支援をしてやらなきゃならないと思います。このまちの構図をもし壊れたら、本当に不便なまちになります。これが私は下田のまちの大きな責任だと思います。そういう意味で、観光をどういうふうにか考えるか、そういう町なかをどういうふうにか考えるかという施策をつくり、そして地方創生の中でもそういうふうなものを取り込んでやっていきたい、そして今までペリーロードの面整備をされました。なかなか上手な形で効果が出なかったというふうに思います。しかし、民間の方たちがあそこに上手な店舗を開き始めてくれた。1軒、2軒と増えたおかげで、今、下田のまちの中で一番人が集まる場所になっております。そして下田の情緒を本当に感じ取って、まち歩きの楽しさ、下田のまちの楽しさですけれども、本当に感じられるようになってきました。その隣に安直楼というトタンで閉められた場所であっても、あそこで記念写真を撮る、本当にいい場所が、あれをあけることが大きな私は必要性があるとも思います。そういうものを一つ一つ積み重ねていかなきゃならない。また、ひもの横丁と言われているところがあります。行って、ここが何で横丁だと文句言われるところがありますけれども、しかし、過去の下田の産業からすれば、なぜここにこれだけの魚屋さん、そういうものが集合していたんだということを時代背景も考えれば、大川端を含めあの辺の面の整備も大変なことでありますけれども、しかし、時間をかけてでも一步一步進めなきゃならないと思います。まちは、この1年2年ちょっとぐらい大変だからといってなくなるわけではありません。この大変なときに今何をやるかを考えて、20年、30年、50年後のまちをつくらなければいけないというふうになれば、確かにハリスの足湯がなくなるということは大変ですけれども、しかし、じゃ、それにかわってどういうふうな形ができるのか、あるいはこの皆さんがハリスの足湯を管理をすることをやめた時点で、今度は何をしてくれるのかということと一緒に相談をして、そして参加型にしていかなきゃいけないと思っておりますので、ぜひとも鈴木議員にお願いをしたいと思っております。中心市街地の本当に先導者としているわけですから、皆さんのリーダーとなって引っ張っていただいて、一緒に本当に頼られる中心市

街地をつくることにご尽力をいただきたいというふうに思います。まちを何とかしようという気持ちは、最初から最後まで鈴木議員と同じですので、よろしく願いいたします。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私から商店街の街路灯の関係なんですけれども、昨年度、大横町通りがLED化したということで、今回、ほかの商店街でもそういう動きがございまして、まとめを商工会議所さんのほうでやっていただきたいということでやっております。その中で、先日、その補助金制度の概要を説明したところでございます。

花の会の件なんですけれども、負担金も出しておるんですけれども、また花の苗配布も行っております。確かに高齢化が進む中、その存続というものもあると思うんですけれども、できれば長く存続していただきたい、そのように願うところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 失礼しました。あと1回あるそうです。どうぞ、8番。

○8番（鈴木 敬君） すみません、市長に要望するというかお願いするんじゃないんですが、市長に頑張ってもらいたいというふうなことで言ったつもりが、何か市長のほうからお前も頑張れよと言われてしまって非常に、とにかく、しかし、スピーディーにやって、一つ一つ実行していかないと、実現していかないと言葉だけのことになっちゃいますので、そこら辺のところ、スピーディーにしかも実現していくというようなことをこれから一生懸命やっていただきたい。これで要望で終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） すみません、1点確認させてください。

これ、この条例が廃止された後、施設は解体撤去するということによろしいですか。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 新しい所有者さんとはそのようなお話になってございまして、3月31日、4月1日以降、新年度予算の折、解体撤去の予算を計上させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第68号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第69号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページをお開き願います。

下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律等の一部改正に伴い条文の整備をするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の7ページ、8ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第1条は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条のずれを改正するもので、内容は、農地等の所有者、農業者その他の関係者に出頭を求めた場合の旅費を規定しているものでございます。

第2条及び第2条第2号の下線部は、字句修正、第2条第3号及び第5号は、地方自治法の改正に伴う条及び項のずれを改正するものでございます。

第6号は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条のずれの改正及び項までを特定するものでございます。

第7号は、公職選挙法第212条第1項までを特定するための改正、第3条は、字句を修正するものでございます。

議案件名簿の9ページをお開きください。

附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、公布の日から施行するもので、第1条及び第2条第6号の農業委員会等に関する法律の改正規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第69号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第70号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、議第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿10ページ、議案のかがみをお開きください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を11ページから12ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、平成25年法律第27号にて制定された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、下田市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事項について定めるためでございます。

番号法は、その目的におきまして行政事務を処理する者が個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人、その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並び

に他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届け出その他の手続を行い、またはこれらのものから便益の提供を受ける国民、手続の簡素化による負担の軽減、本人の確認の簡易な手段その他利便性の向上を得られるようにするためとあり、この制度をもって公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化に資するものでございます。

このことを受けまして、下田市といたしましても番号法の第9条において庁内連携をする場合、また同19条において同一市町村の他の執行機関に情報を提供する場合、それぞれ条例で定めることとされるため、今回の条例制定となるものでございます。

それでは、条例の説明を逐条解説に沿ってさせていただきます。

説明資料の9ページをお開きください。

第1条は趣旨でございます。

趣旨、第1条、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。この第1条は、本条の根拠規定と趣旨を明らかにしたものでございます。

法第9条第2項では、地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健もしくは医療その他社会保障、地方税または防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるものと定めております。

また、法第19条では、何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないとした上で、除外事項として、同第9号で、地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときと定めてございます。

これらを踏まえ、番号制度の導入に伴い必要な事項について本条例で定めることとしたものでございます。

続いて、第2条の用語の定義でございます。

用語の定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、個人番号、法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

第2号、特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第3号、個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

第4号、情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

説明資料10ページをお開きください。

第2条は、本庁において用いられる用語のうち、重要なものについてその定義を確定し、条文の簡素化と解釈の統一を図ったものでございます。

第1号は、法第2条第5項において個人番号とは、第7条第1項または第2項の規定により住民コードを変換して得られる番号であって、当該住民コードが記載された住民票に係るものを識別するために指定されるものと定義されております。

第2号は、法第2条第8項において特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報と定義されております。なお、ここでいう個人情報とは、法第2条第3項において行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの、または個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものと定義されているものでございます。

第3号は、法第2条第12項において個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者と定義されております。

第4号は、法第2条第14項において情報ネットワークシステムとは、行政機関の長等の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号、その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し及び管理するものと定義されております。

続いて、第3条は市の責務でございます。

市の責務、第3条、市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

説明資料11ページをお願いいたします。

この第3条は、法第5条において社会保障・税番号制度の導入に当たっての地方公共団体の責務が定められております。当該規定は、地方公共団体における条例による個人番号の独自利用についても当然に適用されるものでありますが、条例の制定に当たり、広く住民への市の責務を明示するため規定するものでございます。

続いて、第4条、個人番号の利用の範囲でございます。

個人番号の利用の範囲、第4条、法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、市の執行機関が行う法別表第二の第2欄に掲げる事務とする。

第2項、市の執行機関は、法別表第二の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

この本条は、法第9条第2項に規定されている地方公共団体が条例に定めることで、個人番号の利用を可能とする事務について否定するものであり、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のために庁内連携を行うことを規定しております。

法第9条第1項及び第2項に基づき、個人番号を利用できるのは、法別表第一に規定する主体が同表に規定する事務で利用する場合と、地方公共団体が条例で定める事務で利用する場合に限定されているものでございます。

法別表第一に規定する事務における個人番号の利用とは、法別表第一の各項に規定されている個々の事務で、個人番号を利用することであり、当該利用により得られた特定個人情報を同一機関内で法別表第一に規定される他の個人番号利用事務や第9条第2項に基づき条例で定めた独自利用事務の処理に利用することは、第9条第1項に規定する利用の範囲を超えることとなります。このため、同一機関内の複数の事務で特定個人情報を利用する場合は、法第9条第2項に基づく条例に定める必要があることから、これを本条で規定するものでございます。

続いて、第5条は、特定個人情報の提供でございます。

特定個人情報の提供、第5条、法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる機関が同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

第2項、前項の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則そ

の他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

説明資料12ページをお願いいたします。

本条は、法第19条第9号に規定されている同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供について規定するものでございます。番号法においては、特定個人情報の取り扱いが地方公共団体の機関単位となっているため、同一地方公共団体内部の他の機関で特定個人情報を利用することも、その他の機関への提供に該当することとなります。

そこで、本条に規定することで、当該当市内部の他の機関において事務の処理に必要な限度で特定個人情報を提供するときには、提供制限の例外に該当することとなります。情報照会を行う機関、事務の名称、情報提供を行う機関及び特定個人情報については、別表で規定するものとしております。

第2項は、社会保障・税番号制度が国民の利便性の向上のために各種行政手続における添付書類の削減を行っていることから、第1項の規定により特定個人情報の提供を受けることができるときは、他の条例等により書類の提出を義務づけている場合でも、当該義務を解除することを規定するものでございます。

第6条は、規則への委任でございます。

規則への委任、第6条、この条例の施行に際し、必要な事項は規則で定める。

本条例の規定に基づく委任事項について、必要な事項を規則で定めるものでございます。

最後に、附則でございます。

附則、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

こちらは、本条例の施行期日について定めたものです。番号法の施行期日を定める政令により、個人番号の利用に関する規程の施行日とされた平成28年1月1日を本条例の施行日とするものでございます。

以上、雑駁の説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

ここで質疑に入るわけですが、10分間休憩いたします。

午後 2時27分休憩

午後 2時37分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第70号に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） このいわゆるナンバー制度につきましては、これらのナンバーの通知が郵便局のほうでの局のほうでの間違いがあったりして、あるいはほかの人がその番号を使ってしまったりとか、多くの国民住民にとってはむしろ被害のほうに現在前面に出ていると、こういうぐあいと言われるんじゃないかと思うわけです。これが便利さを増すのは、課税当局や行政当局ではなかろうかと、こういうぐあい言われているのではないかと思うんですが、それらの悪用とか漏れについてはどういうぐあいな対応を市としてとれるのかと、この条例の内容を今説明を受けまして、説明を受ければ受けるほどわけがわからなくなるという、どこにどうなっているんだと、幾ら文章の字面を読んでも理解が進まないという条文ではないかと思うわけです。残念ながら、この説明では理解が進まない、この説明で理解が進むという人は担当の課長以外ないのかな、こう思うわけです。

しかし、そういう説明の中でも私の判断ですと、3条、4条、5条がポイントであろうと、こういうぐあいな見当はつくわけでありまして。それで、具体的に3条の市の責務ということ、どういうことを言っているんだという点を1点お尋ねをしたいと思うわけでありまして。

個人番号の利用の範囲というのは、どこを定めているのか、当然この番号がありますと、市民課の住基登録、住所氏名ですか、あるいは年齢性別等、以外のものがどんどんと名寄せをされていくと、どことどこまでのものが名寄せがされて、その範囲が特定されているのかと、年金やあるいは医療や税金等々のものが名寄せをされていくということになると思うわけです。そして、それらの名寄せをしたときに、どういう利用の範囲なら許されるのかどうなのかということが、これで恐らく決められているということになると思うわけでありまして。そして、この第5条については、例えば生活保護の申請をするときには、内々の書類は要らなくなりますよと、こういうことは規定してあるという意味だろうと思いますが、具体的な事例を挙げて、どれがどうなるのか説明をしていただけると大変わかりやすい、それぞれの方々が持っている資産、銀行等々に預けてある預金がこの形の中で名寄せができるのかできないのか、どこまでの範囲の名寄せを市として考えているのか、そういう説明をぜひとも賜りたいと思うわけでありまして。

以上です。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） まず、市の責務の関係でございます。

私も、この法律については、熟知はなかなか進まないところがございますので、わかりにくい点はまた委員会のほうでお願いしたいと思っておりますけれども、まず、市の責務につきましては、内容的には、個人の情報を扱うという中で、年金等においても個人情報の流出等、社会問題になっている状況がございます。そういった中で、この特定個人情報については、その個人情報いわゆる個人の住所氏名、生年月日、性別、それに12桁の個人番号をプラスしたものの、いわゆる特定個人情報、ここで言っている個人情報は、それにプラスアルファ、その各分野でその個人を特定した中でその情報がひもづけされております。1つ例を挙げれば、税務関係で今度から税の申告の中で行う部分については個人番号が付されてくると、ですので、その個人番号でAさんの特定をした中で、そこに税の申告内容が出てくると、あと源泉徴収票等につきましても、これが誰の同姓同名の方もおりますので、その辺の区別がこの法律施行によって特定されるということで、1つは、そのそういう中でその個人情報をどういった形で守っていくのかということにつきましては、保護措置という中で、まず制度面の保護措置で、法律に規定があるものを除き、利用・収集はまず法律のほうで禁止しています。そして、本人確認、ナンバーの確認と身元の確認によるなりすましの防止、また第三者機関であります特定個人情報保護委員会による監視監督、あと、この法律の中でも個人情報のほうの罰則よりも約2倍の強化された罰則内容となっております。物によっては、幾らの罰金、懲役何年というような罰則の強化がなされているところでございます。あと、今すぐではないですけども、マイナポータルというような、これシステムの中の話になってきますけれども、自分の情報の提供記録を自分で確認することができるというようなことでございます。

また、システム面の保護措置といたしましては、個人情報は分散して管理されているということで、各情報は公共団体で持っている情報、また税務当局で持っている情報、年金関係で持っている情報、そういう情報がそのコンピューターの中で一元的に連携されてくる部分はあるんですけども、情報自体は各システム単独で保管されているということで、情報の分散化が図られているということで、その情報を個人情報にアクセスできる人の制限、管理等、取り扱い事務が決まっておりますので、まず個人情報にアクセスできる人の制限、管理をした中で取り扱っていくというようなことで、その辺の安全管理措置。また、通信の際の情報を暗号化して情報の提供がなされるということで、その暗号化された情報というのは、そのシステムの中においてはわかるようになっているんですけども、そういうところで第三者がそれは見てもわからないと、そういう場合が仮にあっても暗号化した情報が、その個人ナンバーに返還されることはないというような、そのシステム面での部分、保護措置がな

されているということでございます。

あと、第5条の具体的な内容につきましては、ここで言っている第5条で言っている内容でございますけれども、これにつきましては機関連携ということでございます。5条第1項関係の別表がございます。この中に情報照会機関、教育委員会、これは議案の12ページになりますけれども、その次に事務、取り扱い事務がございます。その次に情報提供機関、これは市長になっております。その次に、特定個人情報ということで記載がなされております。これにつきましては、法律の第1表、法別表第一で示されている事務の情報連携というような形になるものでございます。

これにつきましては、具体的には規則のほうで委任されている部分がございますけれども、この最初の事務の内容でございます。これにつきましては規則で定めるものというような形で、これにつきましては、市のほうで規則をつくった中で規定しているような形のもので、この内容につきましては、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務ということで、ここで言われている規則で定めるものというのは、認定に関する事務ですね、今言った、そういう内容になってくると、その次に特定個人情報、ここには住民票関係情報であって規則で定めるものというような形が記載されているわけがございますけれども、その内容につきましては、学校保健安全法第24条の保護者または当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とするというようなことで、そういったものが内容的にはなってくるものでございます。

こういったものが法律別表第一の主務省令、法律別表第二の主務省令という中で、具体的な事務の内容が規定されてくるような形になっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 詳しくは、また委員会でよく勉強させていただきますけれども、ご指導いただきますけれども、ぜひとも例えば税務の場合どうなるのかと、教育委員会ではどういう使われ方がするのかと、あるいは銀行や民間のほかの人たちが市のこういう情報をこういう形で使うことがあるのかないのか、それがどのような制限になっているのか、具体例を幾つか挙げていただいて、ぜひとも委員会の中ではご説明いただくと理解が進むと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

最後に、もう一つだけお聞きしたいんですが、今の説明の中でなりすまし等々は法の中できっちり対応していくよということですが、そして、それらのことをした人には大変

重い罰が与えられるんだということではありますが、問題はそういう法を犯した人ではなくて、そのことによって被害を受けるナンバーを持っている人たちの救済がどうされるかということが私は大切だと思うんです。そういう法を犯した人を罰するということも必要ですけども、そのことによって不利益を得た、なりすまされて不利益を得た人たちの復元と申しますか、手当てがどうされるのかというところが全くないままでこの制度が進んでいるというようにも思えますので、そこら辺がどのようなもの、漏えいしなければそういうことは起こらないんだよという結論になるのかもしれませんが、実態としてはそれらは漏えいするということはあるということをおまに物を考えなきゃならない事態がどんどん起きているわけですから、その人たちの復元と申しますか、権利の復元というものはどのようにこの条例で保障されるのかされないのか、考えられているのか考えられていないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） ただいまのご質問でございます。

基本的には、この法律の中で被害に遭われた方の救済ということにつきましては、条文の中には出てきていないのではないかと申すふうには考えております。

ただ、そういうことが起こらないような形で法のシステム面、または法律の制度面の中で罰則強化ということで、個人情報保護法のほうよりも2倍、倍近い罰則規定ということになっております。一番特定個人情報ファイルの不正提供と一例を申し上げますと、これは番号法の67条の中がございます。これにつきましては、個人番号利用事務をやっている方が不正にファイルを漏えいしたと、何かした場合には4年以下の懲役もしくは200万以下の罰金に処すると、そういう罰則規定がございます。これは個人情報のほうの罰則の多分倍ぐらいの内容になっているかと思っております。

ただ、今、議員言われたとおり、これはそれを起こる前の話であって、起こってからどうなんだという部分がやはり重要ではないかということでございます。これにつきましては、私も同感ではございますけれども、この法律の中ではまずそういうことが起こらないようにするという部分で、システム面、それと取扱者がある程度研修を受けた中で適正な取り扱いをする。または保護委員会がある中で監視されている、そういう状況の中でそういうことをしても割に合わないんですというような部分は、法律の中で示されているのかなというふうにおまに思っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議題70号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第71号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（井上 均君） それでは、議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開き願います。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日公布されたことに伴いまして、下田市税賦課徴収条例の改正に必要な生じ税内容の改正を行うほか、法律の規定の移動による規定の整備を行うものであります。その内容がお手元の下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴い条文を整備するため、本条例について所要の改正をするものでございます。また、今回の改正につきましては、平成27年9月30日、国から示されました変更改正文どおりとなっております。また、各自治体で猶予基準を定める事項につきましては、国税及び静岡県税の取り扱いに準じた改正となっております。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の13ページ、説明資料①をご覧ください。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、関連する地方税法の具体的な改正事項と市税に関係する主要な改正事項について説明させていただきます。

1つ目といたしまして、市たばこ税としまして、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率を廃止し、これに伴う経過措置として激変緩和の観点から、平成31年3月31日までの段階的経過措置を設ける税制改正でございます。これによりたばこ税の税率の特例が廃止となり、段階的経過措置が附則に設けられました。この税率改正は、平成28年4月1日以降の売り渡し分から適用となるもので、平成28年度分の調定から影響が出るものであります。エコー、わかば等の紙巻きたばこ3級品の税率見直しのため、影響は本数で全体の5.2%、年間220万本、

影響額は28年度で95万円程度、それから経過措置が廃止となる31年度で600万円増と見込んでおります。

2つ目といたしまして、固定資産税として自治体が地域の実情に応じて課税標準の軽減割合を条例で定めることができる仕組みであるいわゆるわがまち特例に関して、新築のサービスつき高齢者向け住宅について新たにこの取り組みを用いて軽減割合を条例で定めることとなりました。サービスつき高齢者向け住宅とは、高齢者の住居の安定を確保することを目的としてバリアフリー構造等を有し、介護、医療等と連携し、高齢者を支援するサービスを提供し、国土交通省が示す基準を満たした賃貸住宅で県知事に登録されました新築賃貸住宅に対し、補助、税制、融資による支援の一環として固定資産税における通常の新築軽減割合、住宅ですと「2分の1、3年度間」を「3分の2、5年間と」し、適用期限を2年間延長するものでございます。現在、静岡県内には121棟、4,117戸が登録されておりまして、伊豆地区内では伊豆の国市、熱海市に登録がございました。都市部型賃貸住宅ではありますが、今後、新築整備が推進されることも考えられますので、特例率につきましては地域の実情を斟酌した上で、国が斟酌割合としております特例率3分の2を準用するものであります。

3つ目といたしまして、猶予の見直しとして国税の猶予制度の見直しを受けて、平成27年度税制改正で地方税法が改正され、納税者の負担の軽減を図るとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されました。これに伴い、条例で定めることとされた申請期限や申請手続等の項目について、国税及び静岡県税の取り扱いに準じて定めるものです。なお、平成28年4月1日以降に納期が到来するものからが適用となります。

4つ目は、条文整理等となりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う各種申請書、申出書、申告書等に納税義務者の個人番号や法人番号も記載が必要となることから、所要の条文整理をいたし定めるもので、28年1月1日から適用となります。

なお、その他の条例改正ですが、地方税法の改正等に伴う所要の規定の整備と明確化、関連規定の条項ずれの修正、文言の修正等を行うものであります。

お手数ですが、条例関係等説明資料の15ページ、資料番号②をご覧ください。

3つ目で説明いたしました猶予制度の見直しを一覧化した資料となります。納税につきましては、納期限内納付が原則であり、滞納者に対しましては厳正に対応することで納税者との公平を確保する必要があります。しかし、納税者によっては、災害などによって納付で

きない場合や、財産の換価を直ちに実施することでその事業や生活の維持を困難にするおそれがある場合もございます。そのため、法令に基づく一定の要件のもと、換価猶予及び徴収猶予制度により強制的な徴収手続を緩和し、個々の実情に即した適切な措置を講ずる制度が拡充されました。種類といたしましては、職権による換価猶予、納税の申請による換価猶予及び申請者の申請による徴収猶予があり、太枠は法改正の事項で、アンダーラインは条例で定める事項を表示してございます。

まず、換価猶予は、納税者の段階での猶予で、差し押さえられた不動産を公売により換価するなどを猶予する制度です。1つ目の職権による換価猶予につきましては、申請手続等改正案記載のとおり、担保の徴収基準の緩和及び分割納付の規定整備と提出書類を規定するものがございます。2つ目の納税者の申請による換価猶予につきましては、徴収猶予同様に、申請制度が新設され、要件として一時に納付することにより事業継続、生活時困難となるおそれがあり、他に市税及び国民健康保険税の滞納がない納税者で、また納税について誠実な意思を有するとき、納期限から六月以内において申請できるものとされております。

条例規定につきましては、申請手続等改正案記載のとおり、①猶予期間は1年以内で、延長可、最大2年以内。②原則、担保が必要、100万以下または期間が三月以内の場合は不要。③分割納付の規定整備、原則毎月分割納付。④申請書の添付書類、資産・収入等の資料を新たに規定するものがございます。

次の徴収猶予につきましては、納税者の段階での猶予で、災害、盗難、病気などによって納付することが困難な場合に市税の徴収を猶予する制度で、今回申請手続等改正案記載のとおり、担保の徴収基準の緩和及び申請の分割納付の規定整備と添付書類を規定するものがございます。

以上、アンダーラインで示しました条例で定める事項につきましては、国及び静岡県税の取り扱いに準じた改正となっております。平成28年4月1日からそれぞれ適用されることから、税の徴収事務の共同処理を準備しております賀茂6市町におきましても、同一基準となるよう調整を進めております。

この猶予制度が適用されますと、猶予期間の延滞金は一部免除となり、納税者に対しての広報、システム改修及び職員への研修をしていく期間を考慮いたしまして、今定例会に条例改正をお願いしたところでございます。

条例改正案の内容でございますが、お手数ですが、次のページ、説明資料③をお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

8条は、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法を定めるもので、猶予を受ける者の財産の状況、その他の状況から見て、合理的かつ妥当なものに分割し、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものです。

第9条は、徴収猶予の申請手続等を定めるもので、第1項は、申請書への記載事項で、事情、徴収金内訳、猶予金額、猶予期間、分割納付の希望、100万円を超えかつ猶予期間が三月を超える場合の担保事項などを定め、また2項において、添付書類を定めています。

次のページ、18、19をお開きください。

第10条は削除のまま、第11条は、職権による換価の猶予の手続を定めるもので、書類の提出につきましては地方団体の条例で定めることとなったため、次のとおり条例に規定を追加します。

第2項、分割納付は原則毎月で、やむを得ない事情と認める場合は随時納付を認めるものです。随時とは、年金生活者や収入変動の大きい方などを想定しております。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

第12条は、申請による換価の猶予の申請手続を定めるもので、分割納付の方法については、第11条、職権による換価猶予の規定を準用します。主なものは、第1項、徴収金の納期限から六月以内にされた申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができるもの、第2項、分割納付は原則毎月で、やむを得ない事情と認める場合は随時納付を認めるもの、第3項から第7項までは、申請書への記載事項、添付書類、訂正期限を定めています。

次のページ、22、23をお開きください。

第13条は、担保を徴する必要がない場合を定めるもので、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合、または担保を徴することができない特別な事情がある場合としています。

14条から第17条までは削除のまま、第18条は、第8条に地方税法記載を追加したことによる所要の条文整理。

第23条は、地方税法292条第1項第14号に法人市民税の外国人に係る恒久的施設の用語の意義が追加されたことによる所要の条文整理。

第33条は、国外転出をする場合の譲渡所得の特例が所得税法60条の2から60条の4に新たに規定されましたが、1月1日現在において市内に有する者が納税義務者となります個人市

民税において譲渡所得特例が課税対象とならない所要の条文整理。

次のページ、24、25をお開きください。

第36条の2は、法人市民税確定申告に代表者の法人番号も記載が必要となることから所要の条文整理。

第36条の3の3は、所得税法303条の5中の項ずれの規定整備。

第51条は、市民税減免申請に納税義務者の個人番号または法人番号も記載が必要となることから所要の条文整理。

第63条の2は、固定資産税区分所有家屋に係る補正方法の申し出に区分所有の代表者の個人番号または法人番号も記載が必要となることから所要の条文整理。

次の26、27をお開きください。

第63条の3は、固定資産税区分所有家屋の敷地に係る案分の申し出に共有土地納税義務者の代表者の個人番号または法人番号を、続く第71条は、固定資産税の減免申請に納税義務者の個人番号または法人番号も記載が必要となることから所要の条文整理。

次の28、29ページをお開きください。

第74条は、固定資産税住宅用地の申告に住宅用地の所有者の個人番号または法人番号を、続く第74条の2は、固定資産税被災住宅用地の申請申告に納税義務者の個人番号または法人番号を、続く89条は、軽自動車税減免申請に所有者等の個人番号も記載が必要となることから所要の条文整理。

次の30、31ページをお開きください。

第90条は、身体障害者に対する軽自動車税減免申請に減免を受ける者の個人番号を、続く第139条の3は、特別土地保有税減免申請に納税義務者の個人番号または法人番号も記載が必要となることから所要の条文整理。

次の32、33ページをお開きください。

第149条は、入湯税特別徴収義務者の経営申告に特別徴収義務者の個人番号または法人番号も記載が必要となることから所要の条文整理。

附則第4条は、当該条文の条項ずれの修正等によるもの。

次の34、35ページをお開きください。

附則第10条2は、固定資産税のわがまち特例に関して、新たに仕組みを用いて軽減割合を定めることができるようになりました新築のサービスつき高齢者向け住宅について、国が斟酌割合としている軽減割合3分の2を準用し、追加するもの。

附則10条の3は、固定資産税新築住宅等に対する減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に納税義務者の個人番号または法人番号も記載が必要となることから所要の条文整理で、第1項は普通住宅の新築、第2項は長期優良住宅の新築、第3項は市街地再開発事業適用の新築、第4項はサービスつき高齢者向け住宅の新築の申告になります。

続く36、37ページをお開きください。

第5項は、防災街区の防災施設建築物の新築、第6項は耐震改修、第7項はバリアフリー改修、第8項は省エネ改修、第9項は大規模建築物の耐震改修の申告になります。

次のページ、38、39をお開きください。

第19条の2は、たばこ税の税率の特例を廃止するもので、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率1,000本につき2,495円を平成28年3月31日をもって廃止し、一般の税率1,000本につき5,262円が適用となるもの。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に納税義務者及び代表者の個人番号または法人番号も記載が必要となることから所要の条文整理。

お手数ですが、議案件名簿のほうにお戻りいただき、19ページになります。議案件名簿の19ページになりますが、附則でございませう。

第1項、施行期日につきましては、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

ただし、第8条から17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第3項及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行するというものです。

第2条、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置、第3条、市民税に関する経過措置、第4条、固定資産税に関する緩和措置、20ページに続きますが、第5条、軽自動車税に関する経過措置につきましては、施行期日前は従前の例によることを定めております。

第6条は、市たばこ税に関する経過措置を定めるもので、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率廃止以降の平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間において激変緩和の観点から段階的経過措置を設けるもので、第2項のとおり、第1号、平成28年4月1日から29年3月31日まで1,000本につき2,925円、第2号、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1,000本につき3,355円、第3号、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円と税率を定めるものです。

次の21ページをお開きください。

第4項は、平成28年4月1日の午前0時現在において、たばこの販売業者、小売・卸売販売業者を指しますが、この方々が店舗や倉庫で合計5,000本以上の紙巻きたばこ3級品を販売のために所持している場合、手持ち品課税と申しますが、1,000本につき430円の税率引き上げ分に相当する税率を定めます。

次の22ページをお開きください。

第9項は、平成29年4月1日以前の手持ち品課税として1,000本につき430円の引き上げ税率を定めます。

次の23ページをお開きください。

第11項は、平成30年4月1日以前の手持ち品課税として1,000本につき645円の引き上げ税率を定めます。

次の24ページをお開きください。

第13項は、平成31年4月1日以前の手持ち品課税として1,000本につき1,262円の引き上げ税率を定めます。

次の25ページをお開きください。

第7条、特別土地保有税に関する経過措置及び第8条、入湯税に関する経過措置につきましては、施行期日前は従前の例によることを定めております。

以上、雑駁な説明でございますが、議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第71号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第72号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の26ページをお開き願います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号、以下「整備省令」という。）が平成27年9月29日に公布されたことに伴いまして、下田市国民健康保険税条例を改正する必要が生じたものでございます。その内容が、お手元の下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしましては、さきに述べました法律等が施行されることから、本条例について所要の改正をするものでございます。

初めに、整備省令が公布されたことに伴いまして国民健康保険法施行規則、昭和33年厚生省令第53号でございますが——の改正が行われます。改正内容につきましては、様式中に個人番号の記載事項が追加されるものになり、地方自治体等においても準用されます。

しかし、この改正で補完されない各地方自治体等で必要なものとして減免事項がございます。今回、下田市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料40ページ、41ページをお開きください。

左のページが改正前、右のページが改正後となり、アンダーラインの部分が改正する部分でございます。

国民健康保険税の減免、第26条第2項第1号でございますが、「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう）」に改めるものでございます。

議案件名簿の27ページをお開きください。

続きまして、附則でございますが、この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 国民健康保険税の減免を受ける者のみですね、受ける者がこの個人番号も記入しなければならない、これはどういうことなのか。住所氏名があれば、自動的に特定の個人であることは明らかになると思うわけであります。さらに、この番号まで減免のときのみ出させるというようなこの条例を定める理由というのはどういうことなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） これにつきましては、先ほど申し上げましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等によって、その法律が公布されたことに伴い、その国民健康保険税条例も改正する必要性が生じたということで、そういうことになっております。

そして、規則のほうにおいて、大体のことの文言というのは改正、規則のほうでほとんどの部分について、その個人番号等については準用されますけれども、規則にない部分、減免については規則にない部分がございますもので、これを今回改正をするというものでございます。これは法律に基づいたものでございますもので、そういうことをご理解願いたいと思います。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、5日、6日は休会とし、7日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時19分散会